

参議院經濟安定委員會會議録第七号

公聴会

昭和二十八年七月十七日(金曜日)午前
十時四十二分開会

出席者は左の通り。

理事

早川 慎一君

委員

高橋 徹君
八木 幸吉君
岩沢 忠恭君
西岡 ヘル君
奥 むめお君
鮎川 義介君

事務局側

公述人

常任委員 桑野 仁君
常任委員 内田源兵衛君
常任委員 阿部孝次郎君
常任委員 立川 豊君
常任委員 堀内 万吉君
常任委員 中山 太一君
常任委員 石黒 清君
常任委員 高田 ユリ君
常任委員 古志 己一君
常任委員 國井 秀作君

法政大学教授 宇佐美誠次郎君

本日の会議に付した事件

○私的独占の禁止及び公正取引の確保
に関する法律の一部を改正する法律
案(内閣送付)

○委員(早川慎一君) これより私的
独占の禁止及び公正取引の確保に關
する法律の一部を改正する法律案につ
いての經濟安定委員會を開会いたしま
す。

本日の公聴会におきましては、す
でに御承知のごとく十名の公述人のか
たが御意見を伺うことになつてお
ります。先ず午前中は經濟団体連合
会常任理事の福島正雄君、日本紡績協
会理事長で東洋紡の社長であられる阿
部孝次郎君、日本繊維卸商連盟委員の
立川豊君及び横浜市医薬品小売商業組
合理事長の堀内万吉君、以上四名の
かたから御意見を拝聴いたしたい
と思ひます。公述人のかたへには本
日御多用中にもかかわらず、御出
席下さいまして誠に有難うございま
した。委員會を代表いたしまして厚くお
礼を申し上げます。本日は何分多数の公
述人から御意見を拝聴いたします関係
上、時間的にも窮屈になつております
ので、御公述は大体一人二十分程度に
お願いいたしたいと存じます。

それでは議事の順序についてであ
ります。先ず公述人各位から順次御
意見を願ひまして、それが一応済みま
したあとで、一括して委員各位の御質
問をお願いいたしたいと存じます。な
お本日の公聴会におきましては、經濟

安定委員のほかは独禁法改正について
目下連合委員會で審査いたしております
ので、通産委員のかたへの御発言
についてもこの際包括的にこれを許可
いたしたいと存じますので、御了承を
お願いいたします。

○公述人(福島正雄君) 御紹介にあ
ずかりました經濟団体連合会の福島で
あります。独禁法の改正につきまして、
原案を拝見いたしまして、かねて
我々でいろいろ研究論議いたしました
概要を申し上げたいと思ひます。

この法案は前国会提出案ができてお
りまして、それらにつきましてかなり
私どもの意見も申上げておりました
が、不幸にして成案を見るに至りませ
んで、今回御提出になつたのでありま
す。前回の原案に比較いたしまして、
大きな変化は見られませんが、ありま
して、証券保有の問題、役員選任等の
いわゆるトラスト予防規定の緩和の点
が改善されておりますが、共同行為
の制限につきましては、やはり相当な
嚴重な条件が原案に付せられておりま
して、官庁の認可組合ということに相
成つておるのであります。この点に
つきまして一応見解を述べたいと思
ひます。私どもは初め届出制
度を主張して参つたのでございまし
て、その理由をいたしますところ
は、この法律において許されるであ
る共同行為というものは、大体不況カ

ルテルと称せられる部類に属するもの
が大部分であるかと予想されるので
あります。さような場合には大体商
売の常道といたしまして、緊急な措置
を要します即応の措置をいたすことが
この法律の改正の趣旨に當ると、こ
う存じておりますので、届出制度を以て
足れりとする見解をとつておるので
ございます。私個人といたしまして約三
十数年事業の經營の経過におきま
して、体験いたしたところを以てい
たしまして、特に戦前からような共同
行為が手放しで許されておりました時
代におきまして共同行為が守られて
行きますという点が非常に面倒でい
ろいろな協議会或いは生産制限の組合或
いはその他の共同行為がありまして
が、その申合事項が守られることより
も、下を潜つて自分だけのことをし
ようというふうな考えの下に協定破り
が行われますことが非常に多い実例
であつたのであります。戦後におきま
して、なお且つその勢いが各企業の濫
立、取扱業者の非常に多数に上るた
め、これは戦前よりも日本の經濟の勢
力範囲が非常に小さくなつたことが主
たる原因であります。狭い区域にお
いて製造業者取扱業者も又製造設備も非
常に過剰になりました関係でさうな
ことが起るのであります。この頂き
ました解説資料の中にも不正競争によ
る弊害ということが極めて濃厚に書
いてあるであります。私どもは經濟事
情の現状からしまして、その当時の社
会情勢によつて認容されることが頻り

固まつて法律になると心得ております
ので、自由競争の逸脱から起きます不
正競争の弊害、共同行為によつて起
る弊害とのバランス、釣合を見ました
と、私は独禁法の緩和ということが
現在の經濟情勢から見て、又日本の經
濟機構、産業構造の現状から見ま
して、必要なことであると思ひます
ので、この解説資料の十一頁と思
ひますが、ここに「不正な競争も
しくは取引のもたらす弊害の規制」と
いう欄がありますが、ここに「戦前の
日本經濟は他國にその類例をみない
ほど独占集中が進んでいたのである
が、又その反面、常にか烈な競争が
行われていたことも事実である。即ち
零細過多の中小企業相互間においては
經濟的合理性を無視した生存競争の競
争が行われ、又一方民間企業相互の間
においても、一般國民の福祉を顧み
ない。政治的利権をめぐる激しい競争
や中小企業を犠牲にした不当な競争が
聞われていた。公正且つ自由な競争」
の理想とはほど遠い」というふう
に御解説があります。どうも共同行為
というものが根本的にあるか、不正
だ、社会の福利に反するものだという
ことが大前提のように解説が見える
のであります。私は、その点は、必ず
しも時の經濟情勢、或いはその國の經
濟構造から行きて、必ずしもそう
でない、大体改正原案に許されてお
るカルテル、共同行為は、不況カル
テル、貿易カルテル、合理化カル
テルとこの三つになつております。大体こ

ういう共同行為というものは不況時に起るのが当然でありまして、供給量が少なくて買手が非常に多い場合には共同行為なんてことは絶対に起らないと私は信じております。売手が非常に多く、供給量が少く、需要がこれに伴わないときに販売競争から起るいかなる痛手、不公正な競争というふうなことを防除するために共同行為が必要である、それが国民経済上止むを得ざる手段である、かように信じておるのではありませんので、届出制度で、それが行き過ぎた場合に、この原案にありまして通りに、公正取引委員会がその権限を以てこれを取消し、或いは停止することが十分にできると信じておるのではありません。従つて、この点については、公述人としてではできるだけ認可の線に近づけて頂きたい、原案ができておりますし、又それについてのいろいろの御配慮もありませんので、今日直ちはこの原案を認めて頂きたいとは、そこまでは申しませんが、認可制をできるだけ届出制に近付くような手段をとつて頂きたい。その一つの例といたしまして、認可に関する主務官庁が、その業種の監督官庁の主務大臣に共に条件を認定する。公正取引委員会の認定というものがついておりまして、二重のチェックになつておるのであります。先ほど申し上げましたように、不況時というものは、やはり即座の措置をしないと、経済的の混乱、秩序破壊が進みますので、是非これは単純な機構にして頂いて、そして先ほど申し上げたように、行き過ぎた場合にはこれを取消する方法が別に備えてありますから、是非さうな工合にして頂きたい。そしてそれを単一な許

可権者としたしますならば、各業種の責任を持つております、且つ日常各業者と密接な連絡のあります当該主務大臣においてこれを認可するという建前にして頂きたいと思うのでございます。

第二は、国際カルテルに加入の禁止がございまして、現在の日本のように国際経済上におきます弱い立場からいたしまして、無理に国際カルテルに加入せしめられるというこの不利を非常に予想されますので、一応国際カルテルに加入を禁止するということが、今後の日本の貿易を更に進展させる、或いは落潮にありまします日本の貿易を回復するために、場合によりましては、国際協定に加入することを便宜とする場合が多いことを予想できるのであります。さうな場合には、あらかじめ、申請といひますか、申請をして、主務官庁の認可を受けて加入するという手段を残して頂きたいと思ふのであります。それから、次にかような共同行為の一種として私どもが考えておりますことは、合理化カルテルの一種と思ひますが、やはり原料の共同購入という問題、これは何等につきましましては法案に明文がございまして、その他の主原料等につきまして、或る程度の余裕を法律の中に残して頂きたいと存するのであります。特に輸入原料の場合には、なか／＼国際競争上、日本の力が弱い。輸入競争を若し日本の業者、或いは日本の貿易商においていたしますならば、不当に高い原料を買込まざるを得ないという現状にございまして、今日の外米の輸入等につきまして実例がはつきりあります

ることは御承知の通りと思ひます。かような場合に、共同購入機関、それをただ層とか階物とかということだけでなく、主原料まで拡張して頂くことが私どもの希望でございまして、その他に共同販売というものがございまして、これは、不況カルテルの規定の中にい／＼、不況カルテルのときにいたし得る共同行為の段階がいろいろ定められておりますが、最後に、価格協定はいろいろ手段を尽してなお且つ所期の目的を達し得ないときに価格協定で行けるような順序になつておりますが、観念的にはさうに行かざるやうと思ひます。生産制限、或いは製品の種類、或いは販売分野の協定といふようなことが行われまして、なお且つ不況カルテルが予想しました事態の改善ができない場合に、価格協定に入ることができると思ひますが、大体この生産制限、製品の分野といふやうなことをきめます場合には、おおむね価格協定がついて廻らなければ実効が挙げないのが実例でございまして、従つて、この順序といひますか、これをできるだけ広く一括して認めて頂くことが折角の不況カルテル、共同行為の認定される趣旨に当てはまることと存するのであります。

それから次に再販売価格の維持制度の問題でございまして、これは法案にありましますように、主として法案の予定しておるところを拝見いたしますと、日用品関係が多いであろうと思ふのであります。殊に商標、銘柄のはつきりした商品につきまして、再販売価格の維持ということが出ておるのであります。特にこれは中小企業的な製造工程、或いは販売機構といふやうなもので全体を維持しておる商品について特にさうな必要があることと存するのであります。これは一つの独断法の例外的な措置でありまして、適当な措置と私は存じますが、ただ、この維持の条項の除外例といひまして、国家公務員法その他の法令によりまして設立されたいわゆる購買組合的のものや再販売価格維持の何から除外されておる事項について一言申し上げたいのであります。さうな法令によつてできました購買組合が、一種の実質金の改善のために、一括してさうな日用品を購入して、そして販売上のい／＼な経費を節約できるという基礎におきまして、組合員に安く供給するといふことはあり得ることであるのであります。一つ／＼買合場と、或る単位を固めて買合ます場合と、販売業者にいたしたとしても安く卸すといふことは商習慣上当然のこととあります。そのことは何ら問題でありませんが、実際の場合に購買組合の購買者において、購買組合員のみが購買できる場合におきましては、その事態が他の周辺の小売業者に与へます影響は先ずないといつてよろしいのであります。ただ若しその購買組合がなければ当然周辺の小売商に行きます需要が購買組合に行きますので、絶対に影響なしとは申しませんけれども、一応さうな集団の力において大量購入した場合にそれを安く需要するといふことは差支えないことと一応いたしまして、ただその場合に今申し上げたやうな購買組合の店舗に部外者が入り得るといふことが若しありますれば、それによつて当然周辺の小売業者は弊害と

申しますか、損害と申しますか、を受けることは御承知の通りと思ひます。従つて、この点については是非がやうな除外例が設けられますならば、それは購買組合員に限るということを実際の実施の面において、各国家公務員法その他の法令によりましてできましたさうな組織が厳重に守つて頂きたいといふことを強く主張したのであります。で、それを救済する方法といひまして、その都度の組合の店舗におきまします販売価格は市価と同じにいたしまして、そして半年、一年の購買組合の決算のときにおきまして組合員に對します配当の形においてこれを必要者に戻すといふことが大抵通常のやり方であらう。イギリスの購買組合などはさうやうにやつておることは御承知の通りであります。で、さうな考慮を払われることにおいてこの除外例を認めたいと思ひます。

その他に細かいところがございまして、私の申し上げたいと思ひます意見は大抵以上でございまして。

○委員長(早川慎一君) それでは次に日本紡績協会理事長の阿部孝次郎さん。

○公述人(阿部孝次郎君) 只今御紹介を受けました日本紡績協会の阿部孝次郎でございます。

私の独占禁止法を改正されまして、本当に日本の経済の発展に即した産業の強化を図るというところは早くから要望されておりましたところでありまして、今回その改正案が国会で審議されるということになりましたことは、我々いたしまして大いに歓迎いたしたいと存するのであります。併しなが

ら、今回の改正案を我々具体的に検討いたしております。なお重要な事項につきましまして業界の実態に即さない点がございまして、私は特に輸出産業といたしましての綿業という立場から事業立の共同行為に関する独禁法の適用除外の問題について業界の事情を少し御説明いたしながら意見を述べたいと存する次第であります。

第一に、戦後におきます日本の綿業は比較的急速な復興を遂げまして、国内的にはすでに戦前に近い国民衣料の供給が可能になったのみならず、対外的には輸出産業といたしまして国民経済に少なからず寄与をすることができたことと存しております。ところが、昨年の国際綿業会議におきましても確認されました通り、世界の綿製品貿易は今や停頓の状態にあるに對しまして、綿業者の現有生産設備は、当面の需要に對しまして過剰であるという傾向を示して来て参つたのであります。そういうわけで綿製品貿易をめぐる国際競争というものはますます激甚の度を加えて来たといふことが言えると思ひます。このような状況の下にありまして、我が国が綿製品の輸出振興を図つて、そうして今より多くの外貨を獲得するがためには、我が国の業者自身が過度の競争を行ひまして不当な値下りを招いたり、或いは生産設備の無制限な拡張を行うことを自制して、それによつて綿製品の価格を国際競争に可能な水準に安定いたしまして、そうして而も製品の品質を確保するといふことがどうしても必要であります。これと同時に複雑な国際貿易関係の中に処しまして輸出を維持増進して行くためには、場合によりましては、貿易に

関する国際的及び国内的の協定を行うことも必要と思ふのでございします。又我が国綿製品の輸出価格と綿製品の生産設備の無制限な拡張はとかく無謀な国際競争に火をつける虞れがあるものとして国際的には強く注目されることと存して、日本綿業の国際的信譽を維持して誤解に基く無用な摩擦とか、或いは輸入制限や関税引上げなどというようなことを回避するといふためにも、業者が何らかの自制的協定をなし得る途を開いておくことが必要であらうと思ふのであります。これを具体的に申しますと、我々の必要とする共同行為は、例えば輸出価格の安定と不当な値下り防止のための生産調節、その補完的役割を果すために、輸出綿製品買上機関の運営、貿易協定の円滑な履行のための棉花一括買付機構の運営、綿製品の品質確保のための協定、生産設備の拡張制限に関する協定、まあこれらすべて貿易振興を目的とするといふ意味合いにおきまして、これらの共同行為が必要なのであります。これらの共同行為は、従来の独禁法においては禁止されていたのであります。ところで今回の独禁法改正案においては、いわゆる不況カルテル、合理化カルテルなど一定限度内における共同行為が認められることになりまして、この点喜ぶべきではあります。が、紡績業の実情に照らしまして、殊に貿易振興の見地に立ちますならば、まだこの次の点で十分でないと言わざるを得んと存するのであります。

先ず改正法案の第二十四条の三では共同行為を認めるところの条件といたしまして、第一に「当該商品の価格がその平均生産費を下り、且つ、当該事

業者の相当部分の事業の継続が困難となるに至るおそれがあること。第二に「企業の合理化によつては、前号に掲げる事業を克服することが困難であること。」を条件としております。ところが綿業の場合、このように綿製品価格が現実に平均生産費を下廻つてしまつたという場合には、すでに業界は混乱しておりまして、そうして不当な安売競争が海外に向つて行われておるといふことが、従来の過去の例によりましてはすでに申しました通りの悪影響を海外に及ぼすのみならず、価格の不安定そのことが又輸出振興を阻害するといふことになるのであります。従つて共同行為を認める条件としては、商品価格が平均生産費を下る虞れがある場合にまで拡大するか、それとも主要輸出産業に對しましては、当該商品の価格が国際価格水準を著しく下廻る虞れがある場合にも、所要の共同行為によつてこれを防止することを認めるべきであると思ひます。又第二十四条の三による共同行為は主務大臣の認可を得て、独禁法の適用除外が認められ、主務大臣の認可は公正取引委員会の認定を必要とするといふことになつておりますが、このような共同行為を必要とする現実の場合を考えてみますと、多くは公正取引委員会の認定、主務大臣の認可というような手続を待つてゐることのできない緊急な場合でありまして、従つてこれは先ず認可及び認定を要しない届出主義といたしまして、主務大臣は届出を待つて、若しそれが第二十四条の三に定める諸条件を充足しないといふことを認めれたとき、或いはその共同行為が不当な行過ぎである

と認める場合には、その共同行為の禁止乃至は変更を命ずることができるといふように改めたいのであります。なお第二十四条の四では、企業の合理化を目標とする場合、副産物、くず、廃物の購入のための共同行為が認められておりますが、貿易協定によつて一定量の輸入を義務付けられるという場合が最近では多いのであります。その協定量の輸入を確保すると同時に、相手国における当該原料相場の高騰を防止するためには、共同して一括買付を行うのを有効とする場合があるのであります。このことは企業合理化のためにも貿易振興のためにも必要でありまして、是非このような協同行為を認めるというようにして頂きたいと思ひます。

要します。独禁法改正案は、貿易振興に對する考慮がもう一つ十分に払われてないといふことができると思ふのであります。綿業のごとくすでにその製品価格が一応国際競争力を保持しておきまして、却つて不当な安売のための悪影響を招く虞れが非常に多いのであります。又現に輸出リンク制による原綿輸入資金の割当が行われておりまして、政府の強力な輸出振興政策の對象となつております。産業としては特にその感が深いのであります。輸出振興第一主義が今や強調される時期でありますから、貿易振興を阻害する原因を排除するためには、独禁法の改正を、この点思ひ切つて行なつて頂きたい、こう考えるのであります。

なお独禁法の改正と関連いたします問題といたしまして、輸出取引法などの改正に触れる必要があると思ふのであります。と申しますのは、これらの

法律改正案は、相互の関連性を深く考へておられると申しますが、そこに関連性に欠けるところがあるように見受けられるのであります。即ち輸出取引法改正案について申しますと、独禁法六条の改正と関連いたしまして、貿易に関する国内事業者間の共同行為は輸出入取引法によつて規制せられるわけでありまして、ところでこの取引法は、輸出入業者に對して相当広範囲な共同行為を一定条件の下に許すといふことになつております。このこと自体は輸出入貿易の振興上当然必要なことであると思ふのであります。ただこの場合問題となりましては、輸出取引法の改正が、輸出入業者と輸入業者に大幅の共同行為を認めながら、これに参加できない場合は、輸出入業者だけではどうにもならぬといふ場合にのみ生産者がこれに参加できるといふことに限られておるのであります。こういうことでは著しく時機を失するといふことになると思ひます。そして而も一方生産者の共同行為は、独禁法の枠内で厳重に制限されているのであります。本来輸出入貿易におきましては、輸出貨物の生産者とその取扱商社、輸入貿易におきましては、輸入貨物の主たる需要者、その取扱商社とが一致協力いたしまして、初めて輸出入貿易の振興を実現できるのであります。

特に綿業に関する場合につきまして申上げますと、綿製品のごとく国際競争の激しい商品の輸出に當りましては、生産者たる貿易業者の持つ品質、価格、生産能率上の競争力、輸出入業者の商業機能というものが相結合いたしまして初めて国際競争に打勝つことができるのであります。従つて単に輸出

商社のみ共同行為によつては十分な効果を期待することができないと考へるのであります。生産者でも又輸出振興のための共同行為に直接参加することが必要であると思ひます。又綿花輸入の面から見ると、その必要が特に大でありまして、即ち綿花輸入外貨資金は全部現在紡績業者に割当てられておりまして、綿花商はその委託を受けて綿花の買付に當る建前になつておるのみならず、綿花輸入に關する綿花商の金融は殆んど紡績業者の保証を受けてやつておるといふような状態になつております。このような業界の実態から申しますれば、輸入商のみの共同行為は実質的效果を擧げることができませんで、生産者たる紡績業者の共同行為を是非必要とするのであります。

以上の問題は輸出商、輸入商の定義を広く解釈いたしまして、生産者でも輸出入の能力と意思とを有するものはこれを包含するといふようなことになれば、或る程度解決できますが、独禁法の改正に際しまして是非以上申し上げた業界の実情と輸出取引法改正との関連性を考慮する必要があると思ひます。

以上いろいろ申述べましたが、要するに独禁法の改正に當りましては貿易振興といふことを最大の眼目に置かれまして、同時に輸出取引法、中小企業安定法との関連性を十分考へ下されまして業界の実態に即するような措置を必要とする考へる次第であります。これで終ります。

○委員長(早川一君) 次に日本繊維卸商連盟委員立川豊君。
○公述人(立川豊君) 私は主として国

内の繊維の卸を商売といたします商業者の立場から本法の改正について若干の意見を申述べてみたいと存じます。本法第十五条第二項には、国内の会社が合併しようとする場合は資本金の額又は使用人の員数等に關係なく如何なる小法人といへども公正取引委員会に届出る義務を負わしてあるのであります。この手続は實際上は相當に面倒なものでありまして、企業の合理化を促進する小法人の合併を妨げておる考へておるのでございます。従いまして一定の基準、例えば資本金何百万円以下といふような基準を設けまして、その基準以下の会社は公正取引委員会に対する届出の義務を免除して頂くよう改正されることを要望いたしております。例えば合併当事者の双方が資本金一百万円以下の会社であるような場合、誰が見ても一定の取引分野における競争を制限することもなく、又不公正な競争方法によることも考へないのでありますから、この点改正に當りまして御考慮をお願いしたいと思います。

次に改正案第二十四条の三の二項によりまして、生産部門に属する事業者は不況に際しまして主務大臣の認可を受けて生産数量、販売数量、又は設備制限の共同行為を行ひ得ることになつております。綿紡績の操縦は昭和二十七年三月から二十八年の五月まで政府の行政措置によつて実施されたのでございまして、当時関連産業であります綿糸布卸売業者は膨大な在庫を抱へ、価格の大幅な暴落に會ひまして倒産破産の続出する現状でありまして、日銀の特別措置によつて漸くそれを切抜けたような状態でありましたので、生産

者の生産制限には必ずしも賛成ではありませんが、自分の防衛上止むを得ずこれに賛成いたしましたのであります。不況に際しましては生産者の生産の制限を行わなければならないような場合には、必ず当該製品の配給部門に多量の在庫があつて相当期間生産業者から製品の購入を必要としない場合が多いのであります。而も生産制限の実効が市況に反映して一旦下落した相場が回復して参りますのは少くとも二、三ヶ月の期間を経過したあととなりまして、その間に配給部門の卸業者はこの期間を通じて相當の苦境に追込まれて、現在の法律の範囲内においては何らの保護救済を受け得ないで放任されておるのでございます。よつて関係当局はこの共同行為の認可に際しまして消費者及び関連事業者の意見を十分聴取されまして、これらの業界の利益を不当に害することのないように慎重に処理されんことを要望いたしておきます。なお同条の三の第三項によりまして、生産業者が対価の決定にかゝる共同行為を行ひ得る改正については、技術的理由により当該事業にかゝる商品の生産数量を制限することが著しく困難である場合を除き、これに反対を表明いたします。その理由といたしましては、第一に生産業者は資本金、工場規模、使用人数、経営者の才能、対外的信用及び立地条件等を異にして生産品のコストはまちまちであります。まして原料購入の時期が必ずしも同時ではありません。皆違つておるのでございまして、然るに価格協定を行ひます場合においては最も能率が低く生産原価の最も高いところを標準として決定される危険がありますことは從來の実情に

徴しまして明らかでございます。従つてこの価格協定の実施中は能率の高い優秀工場は不当なる利潤を得、消費者及び関連産業の利益を害する結果となります。又当該生産業者はこの間価格の維持に依存して企業の合理化を阻害する結果を招来する慮があるのでございまして。

次に原料の大部分を輸入に仰ぐ産業にありましては海外の経済情勢によりまして原料相場の変動は昨年のパキスタン綿の実例に徴しまして明瞭であるように非常に大幅な騰落を繰返すのであります。従つて一旦決定した公正な協定格と申しましては忽ちその妥当性を失つて常時公正妥當な価格の決定を行うといふことは言うべくして煩瑣であつて行ひ得ない、かように考へるのであります。なお一度協定格の決定が行われまして生産制限その他の市況回復対策が奏しまして当該製品の価格が平均生産費を上廻つた場合には、おいても恐らく生産業者は不況時の損害補填のためみづから積極的にこの協定格の廃止を行うものとはにわかに信じ得られないのであります。又行政官庁の命令又公正取引委員長の処分請求も重要産業の業種によつては若干の政治的圧力により主務大臣を牽制する虞れが多分にあると考へるのであります。不況カルテル及び合理化カルテルの認可につきましては改正原案通り公正取引委員長の認定を得て主務大臣が認可するといふことが以上述べました理由によりまして妥當であると思へるのであります。

次に改正案第二十四条の四によりましては生産業者等には企業の合理化のための共同行為が認可されることにな

ります。これを配給部門に属する卸業者等にも適用されるよう本案の改正を要望いたします。卸業者におきましても粗製品の取扱を行わない協定、商品の保管及び運搬の共同施設又は能率の増進その他企業の合理化を遂行するために特に必要とする場合において行ひ共同行為に關する規定を生産者と同様に本案に挿入されんことを要望いたします。これを要しますのに、政府の行政は常に生産部門に重く、配給部門に軽く、本法の改正によつて大企業の行ひ不況カルテルの場合のしわ寄せは、中小企業の卸業者に課せられまふところの虞れが多分にあるのでございまして、物資の配給行為はその生産行為と共に、あたかも車の両輪のごとく、極めて重要な経済行為でありまして、本法改正に當つては配給部門に対する考慮を全く欠いておることは遺憾に堪へないところであります。私は本来公正自由な競争こそ経済発展の助長を促進するものと思へまして、本法制定の趣旨を多分に失うごとき今回の大改正にはにわかに賛成いたしかねるのであります。日本経済の実情に即しましてその一部の改正に同意をいたすものであります。従つて若し我々の主張する諸点が本法改正に盛り込まれない場合におきましては、昭和の初年におきまして制定された商業組合法のごとき単独立法を制定して、商業者の維持振興に特別の措置を講ぜられんことを要望いたします。これを以て終りたいいたします。

○委員長(早川一君) それでは次は横浜市医薬品小売商業組合理事長堀内万吉君。

○公述人(堀内万吉君) 私は堀内であ
ります。御紹介頂きました通り小売商
業組合理事長であります。実際は一
介の小売商人でありまして、常に一般
消費者と面会いたしまして、小売の実
態に携わっているものでございます。
本日は公述に参りまして私が申し上げ
と思ひますことは、提案の理由或いは
この要旨を拝見いたしまして先ず第五
点の不当販売、おとり販売、この問題
について中小企業者、殊に小売業者の
立場から是非この法案が成立いたしま
して、一日も早く実施をみることを要
望してやまないものであります。私ども
常に業者を集めて中小企業の振興
策につき協議しております。中小企業
の不況は、常に言われますところは金
融の問題、或いは税の問題、又は画一
的な労働基準法によるコスト高、こ
うした問題を取上げておられますが、こ
れに向つて陳情しておりますが、私は
その半面に小売業者自身が反省する必
要があるのではないかとこのことを
常に下に向つて叫んでいるのであり
ます。そのためお互いに営業してお
りまして、租税を納め、一家の生計を
糊するということは、正しい利潤を公
正に頂いて、而もそれに基く税は正し
く納入してこそ、初めて小売商人とし
ての生命がある。それであるにもか
かわらず、御承知の通り商人が果増いた
しますと、勢い競争になりまして、
殊に新規開業などの店では宣伝の方法
として割引販売をする、或いは特殊の
メーカー製品を一つのおとりとした
まして、原価以下に販売いたしまして
他の業者を非常に迷惑がらせているの
であります。そのことがたゞ、破産
した問屋の不渡手形などの処置により

ましていわゆる不道徳な流れ方により
まして入手いたしたものであれば、
或いは一般商人が原価として仕入れる
値段よりも往々安く仕入れ得るものも
あるかも知れない。併しそれな永続す
べきものではない。そうした薄利利益
を以て一つの営業宣伝なりとするこ
とは、結局中央に向ひ或いは地方に向
ひまして中小企業者の助長、伸展を要望
する半面、自己においては自分たちが
お互いに、共に真綿で首を締めつつあ
るというような実情であるのでありま
す。そのことを常に申し上げて正価の
維持、正しい取引の販売を主張してい
るのであります。遺憾ながらそのこ
とがなかつく守り得ない。数百の商人
のうち、一、二のもののために非常に
迷惑をこうむつておるのであります。
私も理事長といたしましてこの点を常
に申上げておるのであります。如何
とも現在力においては、勿論法律によ
ることであります。それを制約する
ことはできないのであります。従い
まして現下の問題といたしましては、
小売商人は殊に日用品などにつきましては、
正し、正しい値段で販売することが日
本の数ある小売業者が本當に伸びて行
く道であると思つております。今日
一、二の例を申し上げますと、青森県で
は青森市が中心であります。私の聞
くところでは、全部二割引をいたしま
して販売するの止むを得ざる状態だそ
うであります。税務署の査定いたしま
す医薬品の販売利益を二割三分とみて
おります。従ひまして三分の利益を得
ることによつて営業を継続して行かな
ければならぬという実情は、これ目
体萎縮して行く業態の現われというこ
とは争えない事実であると思つてお

ります。現に青森市ではこの問題につ
いて非常に積極的な運動をされてい
るようであります。それから先ほど第一
番に公述されましたかたがちよつと
触れになりましたが、九州北部の工場
地帯の購買組合の発達、今回の改正案
によりましても除外的になつていよう
であります。そのことなどにつきま
しては私も業界といたしまして非
常に福岡、博多方面からいろいろ意見
が出ております。どうか先ほど第一
番の公述されました通りに定価で正
しく売ります。そうしてその決算に
おきまして利益配当の処置を講じ、
而もなお組合員以外の者には売らない
方針を飽くまで購買組合の本質に則つ
て進んで頂きたいと思つております。
かような状態でありまして、私ど
もは多年要望しておりましたこの第五
条の問題が曙光を見出すということ
は、非常に全国中小企業者の光を得た
ような感じなのであります。ただ
ここで申し上げなければなりませんこと
は、そういうことによれば勢い迷惑が
消費者にかかるのはなからうか。い
わゆる製造者、小売業者が契約を締結
いたしまして、再販売価格をきめると
いうことは、勢い本来の法律に反しま
して物価高を来たすような御心配があ
るというところは、当然のことと思つて
おります。併し私は皆様方の前で申上
げるのも釈論に説法であります。値
段というものは品質によつての値段で
ありまして、その形態によるものの値
段ではないのであります。同じ値段で
あるならば、その製造過程における合
理化、研究によりまして、優良なもの
を造ることによつて品質が向上されて
来るのであります。そのことは再販売

価格によつて一般消費者に迷惑を及ぼ
すこととなく、言い換えますれば、小
売商店の末端において品質を離れた値
段の競争というものが勢い漸次製造業
者の製品の向上という競争に移り行く
ものであります。そうすることに
なれば、勢い同じ値段でありまして
も、品質のよいものを客が選択し、又
業者もその競争をするということは
当然のこととありまして、数字におけ
る値段の差よりも、内容における上質
のものを賣うというところは私は当然
のことと思つております。これにつ
いて卑近な例を申し上げますれば、戦
中におきまして必需品であります石
鹼とマッチの配給をいたしたのであり
ます。私ども汗を流して配給いたしま
したが、その当時配給制度になりました
て、十銭の石鹼を店頭におきまして購
入券によつて売りましたが、消費者は
有名なメーカーのマークのついた製品
の配給を希望いたしまして、余り記憶
にないメーカーの製品はこれを拒否す
る状態でありました。石鹼、マッチにお
いて極めて極端な実例が出ておるので
あります。それで最初のうちはそれぞ
れメーカー品、その他二流、三流品を
止むを得ず配給いたしましたが、お客
様がどうしても承知しない、或る店
で以て二、三流品ばかりを店頭に並べ
て配給切符を募集いたしますと、や
はり有名品の店のほうにどんどん登録
替えをされている実情であります。更
に又それが済みまして、結局問屋と小売
屋とのメーカー品の奪い合いになりま
すので、結局その中に何割かずつ一、
二、三流品をまぜたのであります。が、
それも先を争つて一級品をとるとい
う状態であります。御承知の通り最後

は全部一定の規格にいたしまして、同
じマークをつけまして、そうしてメー
カーがわからんようにして、辛うじて
配給を続けたという実情があるのであ
ります。かようでありますので、私は
この再販売価格の維持決定といひます
ことは、一応物価の引上げになるよう
な感じがいたさないでもありませんけ
れども、その実質におきましては、正
しい値段で、正しい品物を供給するこ
とができるということを私は確信してい
るものであります。殊に私ども医薬品
に關係がおりますので、その責任は最
も大きいものと思つております。い
ろんな労働団体或いはその他におき
ましては、その人権を擁護すべき法律は
多々あるのであります。が、ひとり小
売業者に關しては、その設備において、
殊に薬局等におきましては、その設備
において種々の制約を受け、その開業
するときにきまつて、又特別の施設
を要する準備をしながら、而も何ら援
護的な措置がないというところは、結局
今日の小売業者が、おの／＼承知しな
がら濫売、濫売をやります。みずか
らが苦しんでおる実情になつてい
るのであります。今日の例で申し上げます
と、医薬品におきましては往々にいた
しまして県の衛生部から不良薬品の通
知が参つております。それは結局安
く何とかして売ろうという方法により
まして、品質を下げ、薬局方の規格に
はなれたものを市販するという結果が
ありますので、常に監視いたしまして、
そういうものを抑えておるような実情
なのであります。そうしたことにより
まして、私どもはどうかその品質の
ものを正しく売ります。そうして中小
企業者といたしまして国会の皆様方

の御協力を得て、本当に安心した営業を継続したいと思ひます。が故に、本改正案が一日も早く成立することを切にお願いいたしまして、公述を終わります。

○委員長(早川一君) 以上を以ちまして午前中の公述人を全部終了いたしました。ついでには只今までの公述人に対する御質疑がありましたら順次御発言を願ひます。

○八木幸吉君 福島さんによつて伺ひたい。

第一点は、認可よりも届出のほうが経済界の変動に即して便宜じやないか、こういうふうな御意見のように承わつたのですが、御念にはよくわかるのでありますが、若し認可の場合には非常に手続が遅れる。従つて経済上の変動に即座する対策が立てられないといふふうなことの予想される何か実例があれば承わつて見たいと思ひます。

それから第二点は、認可と認定との関係の問題であります。御承知の通り現在では公正取引委員会が認定をして主務大臣が認可する、こういう法体系になつておるわけですが、これでいいとお考えになるかどうか、又もう一つは民間ではどういったような二重の手続を要せずして、公正取引委員会が認可権を持つ、但し主として法律家を以て成構されておる公正取引委員会であつては、経済上の実情にそぐわない場合が多々あると思ふから、実業人を中心とした、又関係官庁の人も入れて諮問委員会のようなものを作つて、その諮問に依つて公正取引委員会の委員長が認可するほうが筋が通つて

おるのじやないか、こういうふうな意見もあるように承わつておるのです。が、その両方の意見に対してどちらをお取りになるか、その二つの点を伺つてみたいと思ひます。

○公述人(福島正雄君) 届出と認可の問題は結局弊害が最小限度にあることを希望するので、それから出発した議論なのであります。もう一つは今の独禁法がどのように緩められるという根本の観念といひます。社会情勢といひます。そのことは不況カルテルと一応言われまふところには実は集約しておると思ひます。いろいろな公述人がおつしやつたように、現在供給過多、それから扱う業者が非常に多過ぎるというところは如何ともしがたい事実であります。そういう場合にどうして不正競争といひますか、そういうこととの弊害のほうが共同行為よりも多いと私は信じております。その弊害をできるだけ早く除去したい、こう思ひます。それで二十四条の規定をずつと拝見しますと、不況カルテルなら不況カルテルの場合にかような順序でかような事実が起つた場合に、こういう共同行為がよろしいということになつておる。主務官庁、例えて申しますれば、通産省において或る業種の共同行為の出願があつた場合に、それについていろいろお調べになることは当然だと思ふが、やはりこういうふうな法律の成文がありますれば、どうしてもそのことにならざるは人情であります。それでやはり業者の痛みとそれを認可される主務官庁側の痛みとは違ふのでありまして、これも人情でいたし方がないのであります。その上に更に状況ががやう／＼の状況に合うかどうかと

いうことを公正取引委員会が認定するならば相当に時間がかかる、それで又これは人の判定でありますから甲が東と判定しても乙が西と判定する場合なしとしない。同じ主務官庁の間でも、同じ結論に行きますのに相当時間がかかることは当然予想されることだと思ひます。それでさうな、折角こゝまで法律が事態を認識して改正されるのでありますから、思い切つて届出で行かれましたらどうか。ということば、私の冒頭に申し上げたように、かような共同行為が独占利益を目的とするようなことに行くことは非常に少い。なぜ少いかといふと、今言つたように、供給過多、取扱業者過多という場合のみ現在の原案は許されるのでありますから、不況カルテル、そういう若しも供給が非常に少くて、取扱業者が少いといふような場合には、業者自身も共同行為なんかする必要がないし、そういう話には殆んど業者が向いて来ない。是非共同行為をやろうじやないか、カルテルに行こうじやないかといふときに、非常に出血で叩き合つて、そうしてどうにもこれじゃ結局共倒れだといふときに初めてこういう問題が起るのではありませんか、さうな心配は私はないと思つております。まあ仮にそれが起つたといひましたしても、この原案におきましては、公正取引委員会が取消、或いは停止とかいふような権限を厳然として持つておるわけでありま

案がこゝまで来て、公述人の中にも一日も早くこの法案が施されることを切望しておられるという気持は私どもも同様であります。又この独禁法の問題は、私が申し上げた以外に多々問題があるのです。実はそれを一々全部こゝでぶちまけて、改正を迫るということば、徒らに法案の審議を遅らせるといふことを心配いたしますが故に、第一歩としてはこの辺でやつて頂きたい。更に第二次第三次で私たちはこの改正についての意見を申し上げたいと思ふが、今日の段階においては、先ず原案でやつて頂きたいが、届出を以て足れりとするのは、今の二重規制、二重認可制、認定といふような二重機構でなく、一重にして頂きたい。そして一重にするならば、主務官庁がいいのか、公正取引委員会がいいのか、これについては多少の意見の相違もありましようが、大体業者と始終連絡のありま

論からすれば問題は別になります。が、共同行為を二つに分けて、届出制度でよいものと、事前認可事項とするほうがよからう、こういう二つに分けるといふ議論があるのですが、仮に、その議論をとるとすれば、事前認可事項に該当するといふふうにお考えになるものがあればこの際承わつておきたい。○公述人(福島正雄君) 大要細かい御配慮ですが、大体この共同行為は、私の経験からいへば、今の安売り競争のときがまあ殆んど全部だと思ひます。合理化カルテルの場合は、ここに書いてありますけれども、これらは輸入原料なんか大きな主体になつておる。それを出出はこの範囲でよろしいと、それより進んでここに嚴重な共同行為をやる場合には、あらかじめ認可を必要とするといふふうなことは非常に結構だと思ひますが、その限度が、分け方が非常に面倒だと、もつとさつとくらんにいへば、一部でも届出になれば非常にいいじやないかというふうな感じもいたしますが、さつき申し上げたように、生産制限とか設備制限とか販売分野の協定とかいふことをいろいろやつて見て、いけなければ最後に価格協定といふふうな原案ができておりますが、私はいつもやはり価格協定が伴わなければ実効が半らんと大体思ひますので、さうな細かい御配慮は非常にいいと思ひますが、実質の問題として如何かと思ふのです。今率直の考えとしては、せめてこの価格協定だけを認可にして、そしてその他の前提は届出も或いはいいかも知れませんが、これは率直な即席の考えで恐れ入ります。○奥むめお君 再販価格制について、福島さんと堀内さんによつてお

伺いたい。堀内さん、あなたは業屋さんでいらつしやるそうですが、どこへ店をお持ちですか。

○公述人(堀内万吉君) 横浜の保土ヶ谷というところであります。

○奥むめお君 大通りですか。

○公述人(堀内万吉君) 商店街であります。戦災で接収地になりました。壊れた上陸用舟艇が三年ばかりありまして、非常に進展が遅れたのであります。が、復興が遅れたのであります。が、やや今日商店街の形成がなつた区域で営業いたしております。戦前は横浜で二番目の賑やかなところであつたのであります。

○奥むめお君 私ども消費者の立場で立つては、再販価格維持のいろいろな陳情を頂戴いたしております。だけれども、小さな裏通りで、少しばかり商売をして、ひと品も加えなざるよりなところでは、この頃のように大資本が非常に店をきれいに飾りまして、もう宣伝費或いは設備費と随分金をかけておる、こういう場合に、大きなところから定価で買つると、粗末なところで半分お義理ぐらいで買つるとでは値段が違ふのが人情ですわね。そういう点で、小さい店では却つて困るから阻止して欲しいということも私も聞いておる。ここでは、組合の名を以てあなた方はなさるけれども、我々消費者のほうからいうと、もつと小さい人たちはそういう哀情を訴えて来ております。こういう問題についてお考えになつたかどうか。それから九層倍といふまでも、町を歩いていまして、広告を見るのは、大企業と化粧品、これは非常に大きな金額だと思

う、お醤油なんか殆んど広告をしないくらいですけれども、それでも年間一億円余り、一億何千万円使つてゐる。化粧品は広告料といふものは、随分大したものだと思いますが、これは幾らくらい使つておるのか、あなたおわかりかと思ふが、それを伺いたい。こういうふうな再販価格を維持するようになりまして、金のある者が最も広告するようになると思ふのです。そのほうに消費者は値段を不当に吊上げられると思ふ。今だつて実質的の代金といふものは一割ぐらいなものだろうと我々は見ております。これ以上広告料が出て参りまして、それに加算されましたらね、これは物価高を私は激怒する、そう考えます。そういう問題について。

○公述人(堀内万吉君) お答え申し上げます。前段にお述べになりました脆弱な小売商店の問題、小売店の問題、私はそういう脆弱な小売店のためにこの再販価格維持は却つて必要ではないかと思つておるのではありません。遠慮なく申しますと、大資本の店で、例えばデパートで一つのポマードを平気で百円で売つておる。その隣の小資本の店は八十五円から八十円、極端なときには七十五円で売つておる。これではどうしても小売商人が生活に困るといふのは当然なのであります。それで、私も協同組合、正直なことを申しますと、戦後の協同組合は各地とも全部不況であります。私も辛うじて横浜だけは協同組合を経営しておりますが、そのことは大きな店では直接東京から多量に仕入れて営業することはできるのであります。中小の店ではそういうことができない。従つて初め

て協同組合から品物を共同購入による配給を受けて、一般の大商人が東京から仕入れる値段程度の配給をしてゐるのであります。それでそれから商業協同組合の存在といふものは、同じ横浜に六軒野薬局があるといつたとしても、その利用度は中小薬局、薬種商が利用されてゐる実情でありますので、私は大きい店と競争するために安く売る、言い換えれば又古い店に對抗して新しい店を作つたために安く売るといふことは一時の宣伝の手段としては或いは止むを得ないかも知れませんが、永久に営業の採算はとつて行かれる方法でない。得て新規の店が継続しないので、二、三年で廃業するといふ実例になつてしまふように思はれておるのであります。それから九層倍、はた九層倍と、こういうことをおつしやいましたが、私ども常に言われることですが、これは少し直さなければならぬと思つております。くすり九層倍、はた八割、昔戸別に、宿を取つて売つておる業屋の時代には、確かに九層ぐらいになつたそうですが、はた八割が八割かかるので結局利益は一割だと言はれております。これはまあ大変余計なことを申上げたやうであります。現在ではその利益は税務署ではすべて薬局におきまするものを平均二割三分に見ておる実情であります。それから例の広告費であります。この広告はお説の通りに薬と化粧品が一番多いやうであります。数年前ですか、各新聞社の広告料を私が調べました。薬が一番、又その業屋の中でも大阪の何々商店が一番といふ広告費を出しておりますが、それは正直のところを申しますと、小売屋には関係のないことで、本当は製造者の

のコストの中に入れられるものであります。それでそれからこの再販価格を無理に高く吊上げて、たゞさんの宣伝をすることによつて拡充の途を講ずるか、或いはまじめな小売商店と本當にコストまで打明けた採算をいたしまして契約をするか、こういう二つの手も考えられるのであります。私も組合の役員といつたしまして進めべき途は、契約といふやうな問題が實際に行われるようになりますれば、やはりその生産費の内容まで検討いたしまして、余り広告費を使わぬ、実質のものを売るやうにしなければならぬといふ責任を考えておるのであります。

○奥むめお君 協同組合の問題で、福島さんのさつきの御発言の中で、私は、これからの資本家の人も民生安定という点には相当関心を払つてゐる対策を……。

○公述人(堀内万吉君) ちよつともう一度おつしやつて下さい。

○奥むめお君 これからは単に大衆が生活安定をというのではなしに、資本家のやり方もやはり生活安定といふことに非常なる重点を置いて政策を考えて行かなければいけないと思つております。そのうちで今度の再販価格表の中で協同組合、この前の法案には載つていなかったけれども、購買会とかいふ／＼なものに除外例を認めると書いておるけれども、実質は先ほどおつしやつたやうに、骨抜きにするといふ構想ですわね、行方ほうは……。今の協同組合で配当が、利用者配者、利用額に対する配当ができておる組合といふものは、実に少いですね。微々たるものである。少いからこそ政府も助成の途を図るし、地方の公共団体もい

○公述人(堀内万吉君) お答え申し上げます。前段にお述べになりました脆弱な小売商店の問題、小売店の問題、私はそういう脆弱な小売店のためにこの再販価格維持は却つて必要ではないかと思つておるのではありません。遠慮なく申しますと、大資本の店で、例えばデパートで一つのポマードを平気で百円で売つておる。その隣の小資本の店は八十五円から八十円、極端なときには七十五円で売つておる。これではどうしても小売商人が生活に困るといふのは当然なのであります。それで、私も協同組合、正直なことを申しますと、戦後の協同組合は各地とも全部不況であります。私も辛うじて横浜だけは協同組合を経営しておりますが、そのことは大きな店では直接東京から多量に仕入れて営業することはできるのであります。中小の店ではそういうことができない。従つて初め

て協同組合から品物を共同購入による配給を受けて、一般の大商人が東京から仕入れる値段程度の配給をしてゐるのであります。それでそれから商業協同組合の存在といふものは、同じ横浜に六軒野薬局があるといつたとしても、その利用度は中小薬局、薬種商が利用されてゐる実情でありますので、私は大きい店と競争するために安く売る、言い換えれば又古い店に對抗して新しい店を作つたために安く売るといふことは一時の宣伝の手段としては或いは止むを得ないかも知れませんが、永久に営業の採算はとつて行かれる方法でない。得て新規の店が継続しないので、二、三年で廃業するといふ実例になつてしまふように思はれておるのであります。それから九層倍、はた九層倍と、こういうことをおつしやいましたが、私ども常に言われることですが、これは少し直さなければならぬと思つております。くすり九層倍、はた八割、昔戸別に、宿を取つて売つておる業屋の時代には、確かに九層ぐらいになつたそうですが、はた八割が八割かかるので結局利益は一割だと言はれております。これはまあ大変余計なことを申上げたやうであります。現在ではその利益は税務署ではすべて薬局におきまするものを平均二割三分に見ておる実情であります。それから例の広告費であります。この広告はお説の通りに薬と化粧品が一番多いやうであります。数年前ですか、各新聞社の広告料を私が調べました。薬が一番、又その業屋の中でも大阪の何々商店が一番といふ広告費を出しておりますが、それは正直のところを申しますと、小売屋には関係のないことで、本当は製造者の

のコストの中に入れられるものであります。それでそれからこの再販価格を無理に高く吊上げて、たゞさんの宣伝をすることによつて拡充の途を講ずるか、或いはまじめな小売商店と本當にコストまで打明けた採算をいたしまして契約をするか、こういう二つの手も考えられるのであります。私も組合の役員といつたしまして進めべき途は、契約といふやうな問題が實際に行われるようになりますれば、やはりその生産費の内容まで検討いたしまして、余り広告費を使わぬ、実質のものを売るやうにしなければならぬといふ責任を考えておるのであります。

○奥むめお君 協同組合の問題で、福島さんのさつきの御発言の中で、私は、これからの資本家の人も民生安定という点には相当関心を払つてゐる対策を……。

○公述人(堀内万吉君) ちよつともう一度おつしやつて下さい。

○奥むめお君 これからは単に大衆が生活安定をというのではなしに、資本家のやり方もやはり生活安定といふことに非常なる重点を置いて政策を考えて行かなければいけないと思つております。そのうちで今度の再販価格表の中で協同組合、この前の法案には載つていなかったけれども、購買会とかいふ／＼なものに除外例を認めると書いておるけれども、実質は先ほどおつしやつたやうに、骨抜きにするといふ構想ですわね、行方ほうは……。今の協同組合で配当が、利用者配者、利用額に対する配当ができておる組合といふものは、実に少いですね。微々たるものである。少いからこそ政府も助成の途を図るし、地方の公共団体もい

○公述人(堀内万吉君) お答え申し上げます。前段にお述べになりました脆弱な小売商店の問題、小売店の問題、私はそういう脆弱な小売店のためにこの再販価格維持は却つて必要ではないかと思つておるのではありません。遠慮なく申しますと、大資本の店で、例えばデパートで一つのポマードを平気で百円で売つておる。その隣の小資本の店は八十五円から八十円、極端なときには七十五円で売つておる。これではどうしても小売商人が生活に困るといふのは当然なのであります。それで、私も協同組合、正直なことを申しますと、戦後の協同組合は各地とも全部不況であります。私も辛うじて横浜だけは協同組合を経営しておりますが、そのことは大きな店では直接東京から多量に仕入れて営業することはできるのであります。中小の店ではそういうことができない。従つて初め

て協同組合から品物を共同購入による配給を受けて、一般の大商人が東京から仕入れる値段程度の配給をしてゐるのであります。それでそれから商業協同組合の存在といふものは、同じ横浜に六軒野薬局があるといつたとしても、その利用度は中小薬局、薬種商が利用されてゐる実情でありますので、私は大きい店と競争するために安く売る、言い換えれば又古い店に對抗して新しい店を作つたために安く売るといふことは一時の宣伝の手段としては或いは止むを得ないかも知れませんが、永久に営業の採算はとつて行かれる方法でない。得て新規の店が継続しないので、二、三年で廃業するといふ実例になつてしまふように思はれておるのであります。それから九層倍、はた九層倍と、こういうことをおつしやいましたが、私ども常に言われることですが、これは少し直さなければならぬと思つております。くすり九層倍、はた八割、昔戸別に、宿を取つて売つておる業屋の時代には、確かに九層ぐらいになつたそうですが、はた八割が八割かかるので結局利益は一割だと言はれております。これはまあ大変余計なことを申上げたやうであります。現在ではその利益は税務署ではすべて薬局におきまするものを平均二割三分に見ておる実情であります。それから例の広告費であります。この広告はお説の通りに薬と化粧品が一番多いやうであります。数年前ですか、各新聞社の広告料を私が調べました。薬が一番、又その業屋の中でも大阪の何々商店が一番といふ広告費を出しておりますが、それは正直のところを申しますと、小売屋には関係のないことで、本当は製造者の

のコストの中に入れられるものであります。それでそれからこの再販価格を無理に高く吊上げて、たゞさんの宣伝をすることによつて拡充の途を講ずるか、或いはまじめな小売商店と本當にコストまで打明けた採算をいたしまして契約をするか、こういう二つの手も考えられるのであります。私も組合の役員といつたしまして進めべき途は、契約といふやうな問題が實際に行われるようになりますれば、やはりその生産費の内容まで検討いたしまして、余り広告費を使わぬ、実質のものを売るやうにしなければならぬといふ責任を考えておるのであります。

○奥むめお君 協同組合の問題で、福島さんのさつきの御発言の中で、私は、これからの資本家の人も民生安定という点には相当関心を払つてゐる対策を……。

○公述人(堀内万吉君) ちよつともう一度おつしやつて下さい。

○奥むめお君 これからは単に大衆が生活安定をというのではなしに、資本家のやり方もやはり生活安定といふことに非常なる重点を置いて政策を考えて行かなければいけないと思つております。そのうちで今度の再販価格表の中で協同組合、この前の法案には載つていなかったけれども、購買会とかいふ／＼なものに除外例を認めると書いておるけれども、実質は先ほどおつしやつたやうに、骨抜きにするといふ構想ですわね、行方ほうは……。今の協同組合で配当が、利用者配者、利用額に対する配当ができておる組合といふものは、実に少いですね。微々たるものである。少いからこそ政府も助成の途を図るし、地方の公共団体もい

○公述人(堀内万吉君) お答え申し上げます。前段にお述べになりました脆弱な小売商店の問題、小売店の問題、私はそういう脆弱な小売店のためにこの再販価格維持は却つて必要ではないかと思つておるのではありません。遠慮なく申しますと、大資本の店で、例えばデパートで一つのポマードを平気で百円で売つておる。その隣の小資本の店は八十五円から八十円、極端なときには七十五円で売つておる。これではどうしても小売商人が生活に困るといふのは当然なのであります。それで、私も協同組合、正直なことを申しますと、戦後の協同組合は各地とも全部不況であります。私も辛うじて横浜だけは協同組合を経営しておりますが、そのことは大きな店では直接東京から多量に仕入れて営業することはできるのであります。中小の店ではそういうことができない。従つて初め

て協同組合から品物を共同購入による配給を受けて、一般の大商人が東京から仕入れる値段程度の配給をしてゐるのであります。それでそれから商業協同組合の存在といふものは、同じ横浜に六軒野薬局があるといつたとしても、その利用度は中小薬局、薬種商が利用されてゐる実情でありますので、私は大きい店と競争するために安く売る、言い換えれば又古い店に對抗して新しい店を作つたために安く売るといふことは一時の宣伝の手段としては或いは止むを得ないかも知れませんが、永久に営業の採算はとつて行かれる方法でない。得て新規の店が継続しないので、二、三年で廃業するといふ実例になつてしまふように思はれておるのであります。それから九層倍、はた九層倍と、こういうことをおつしやいましたが、私ども常に言われることですが、これは少し直さなければならぬと思つております。くすり九層倍、はた八割、昔戸別に、宿を取つて売つておる業屋の時代には、確かに九層ぐらいになつたそうですが、はた八割が八割かかるので結局利益は一割だと言はれております。これはまあ大変余計なことを申上げたやうであります。現在ではその利益は税務署ではすべて薬局におきまするものを平均二割三分に見ておる実情であります。それから例の広告費であります。この広告はお説の通りに薬と化粧品が一番多いやうであります。数年前ですか、各新聞社の広告料を私が調べました。薬が一番、又その業屋の中でも大阪の何々商店が一番といふ広告費を出しておりますが、それは正直のところを申しますと、小売屋には関係のないことで、本当は製造者の

のコストの中に入れられるものであります。それでそれからこの再販価格を無理に高く吊上げて、たゞさんの宣伝をすることによつて拡充の途を講ずるか、或いはまじめな小売商店と本當にコストまで打明けた採算をいたしまして契約をするか、こういう二つの手も考えられるのであります。私も組合の役員といつたしまして進めべき途は、契約といふやうな問題が實際に行われるようになりますれば、やはりその生産費の内容まで検討いたしまして、余り広告費を使わぬ、実質のものを売るやうにしなければならぬといふ責任を考えておるのであります。

○奥むめお君 協同組合の問題で、福島さんのさつきの御発言の中で、私は、これからの資本家の人も民生安定という点には相当関心を払つてゐる対策を……。

○公述人(堀内万吉君) ちよつともう一度おつしやつて下さい。

○奥むめお君 これからは単に大衆が生活安定をというのではなしに、資本家のやり方もやはり生活安定といふことに非常なる重点を置いて政策を考えて行かなければいけないと思つております。そのうちで今度の再販価格表の中で協同組合、この前の法案には載つていなかったけれども、購買会とかいふ／＼なものに除外例を認めると書いておるけれども、実質は先ほどおつしやつたやうに、骨抜きにするといふ構想ですわね、行方ほうは……。今の協同組合で配当が、利用者配者、利用額に対する配当ができておる組合といふものは、実に少いですね。微々たるものである。少いからこそ政府も助成の途を図るし、地方の公共団体もい

○公述人(堀内万吉君) お答え申し上げます。前段にお述べになりました脆弱な小売商店の問題、小売店の問題、私はそういう脆弱な小売店のためにこの再販価格維持は却つて必要ではないかと思つておるのではありません。遠慮なく申しますと、大資本の店で、例えばデパートで一つのポマードを平気で百円で売つておる。その隣の小資本の店は八十五円から八十円、極端なときには七十五円で売つておる。これではどうしても小売商人が生活に困るといふのは当然なのであります。それで、私も協同組合、正直なことを申しますと、戦後の協同組合は各地とも全部不況であります。私も辛うじて横浜だけは協同組合を経営しておりますが、そのことは大きな店では直接東京から多量に仕入れて営業することはできるのであります。中小の店ではそういうことができない。従つて初め

て協同組合から品物を共同購入による配給を受けて、一般の大商人が東京から仕入れる値段程度の配給をしてゐるのであります。それでそれから商業協同組合の存在といふものは、同じ横浜に六軒野薬局があるといつたとしても、その利用度は中小薬局、薬種商が利用されてゐる実情でありますので、私は大きい店と競争するために安く売る、言い換えれば又古い店に對抗して新しい店を作つたために安く売るといふことは一時の宣伝の手段としては或いは止むを得ないかも知れませんが、永久に営業の採算はとつて行かれる方法でない。得て新規の店が継続しないので、二、三年で廃業するといふ実例になつてしまふように思はれておるのであります。それから九層倍、はた九層倍と、こういうことをおつしやいましたが、私ども常に言われることですが、これは少し直さなければならぬと思つております。くすり九層倍、はた八割、昔戸別に、宿を取つて売つておる業屋の時代には、確かに九層ぐらいになつたそうですが、はた八割が八割かかるので結局利益は一割だと言はれております。これはまあ大変余計なことを申上げたやうであります。現在ではその利益は税務署ではすべて薬局におきまするものを平均二割三分に見ておる実情であります。それから例の広告費であります。この広告はお説の通りに薬と化粧品が一番多いやうであります。数年前ですか、各新聞社の広告料を私が調べました。薬が一番、又その業屋の中でも大阪の何々商店が一番といふ広告費を出しておりますが、それは正直のところを申しますと、小売屋には関係のないことで、本当は製造者の

のコストの中に入れられるものであります。それでそれからこの再販価格を無理に高く吊上げて、たゞさんの宣伝をすることによつて拡充の途を講ずるか、或いはまじめな小売商店と本當にコストまで打明けた採算をいたしまして契約をするか、こういう二つの手も考えられるのであります。私も組合の役員といつたしまして進めべき途は、契約といふやうな問題が實際に行われるようになりますれば、やはりその生産費の内容まで検討いたしまして、余り広告費を使わぬ、実質のものを売るやうにしなければならぬといふ責任を考えておるのであります。

○奥むめお君 協同組合の問題で、福島さんのさつきの御発言の中で、私は、これからの資本家の人も民生安定という点には相当関心を払つてゐる対策を……。

○公述人(堀内万吉君) ちよつともう一度おつしやつて下さい。

○奥むめお君 これからは単に大衆が生活安定をというのではなしに、資本家のやり方もやはり生活安定といふことに非常なる重点を置いて政策を考えて行かなければいけないと思つております。そのうちで今度の再販価格表の中で協同組合、この前の法案には載つていなかったけれども、購買会とかいふ／＼なものに除外例を認めると書いておるけれども、実質は先ほどおつしやつたやうに、骨抜きにするといふ構想ですわね、行方ほうは……。今の協同組合で配当が、利用者配者、利用額に対する配当ができておる組合といふものは、実に少いですね。微々たるものである。少いからこそ政府も助成の途を図るし、地方の公共団体もい

○公述人(堀内万吉君) お答え申し上げます。前段にお述べになりました脆弱な小売商店の問題、小売店の問題、私はそういう脆弱な小売店のためにこの再販価格維持は却つて必要ではないかと思つておるのではありません。遠慮なく申しますと、大資本の店で、例えばデパートで一つのポマードを平気で百円で売つておる。その隣の小資本の店は八十五円から八十円、極端なときには七十五円で売つておる。これではどうしても小売商人が生活に困るといふのは当然なのであります。それで、私も協同組合、正直なことを申しますと、戦後の協同組合は各地とも全部不況であります。私も辛うじて横浜だけは協同組合を経営しておりますが、そのことは大きな店では直接東京から多量に仕入れて営業することはできるのであります。中小の店ではそういうことができない。従つて初め

て協同組合から品物を共同購入による配給を受けて、一般の大商人が東京から仕入れる値段程度の配給をしてゐるのであります。それでそれから商業協同組合の存在といふものは、同じ横浜に六軒野薬局があるといつたとしても、その利用度は中小薬局、薬種商が利用されてゐる実情でありますので、私は大きい店と競争するために安く売る、言い換えれば又古い店に對抗して新しい店を作つたために安く売るといふことは一時の宣伝の手段としては或いは止むを得ないかも知れませんが、永久に営業の採算はとつて行かれる方法でない。得て新規の店が継続しないので、二、三年で廃業するといふ実例になつてしまふように思はれておるのであります。それから九層倍、はた九層倍と、こういうことをおつしやいましたが、私ども常に言われることですが、これは少し直さなければならぬと思つております。くすり九層倍、はた八割、昔戸別に、宿を取つて売つておる業屋の時代には、確かに九層ぐらいになつたそうですが、はた八割が八割かかるので結局利益は一割だと言はれております。これはまあ大変余計なことを申上げたやうであります。現在ではその利益は税務署ではすべて薬局におきまするものを平均二割三分に見ておる実情であります。それから例の広告費であります。この広告はお説の通りに薬と化粧品が一番多いやうであります。数年前ですか、各新聞社の広告料を私が調べました。薬が一番、又その業屋の中でも大阪の何々商店が一番といふ広告費を出しておりますが、それは正直のところを申しますと、小売屋には関係のないことで、本当は製造者の

のコストの中に入れられるものであります。それでそれからこの再販価格を無理に高く吊上げて、たゞさんの宣伝をすることによつて拡充の途を講ずるか、或いはまじめな小売商店と本當にコストまで打明けた採算をいたしまして契約をするか、こういう二つの手も考えられるのであります。私も組合の役員といつたしまして進めべき途は、契約といふやうな問題が實際に行われるようになりますれば、やはりその生産費の内容まで検討いたしまして、余り広告費を使わぬ、実質のものを売るやうにしなければならぬといふ責任を考えておるのであります。

○奥むめお君 協同組合の問題で、福島さんのさつきの御発言の中で、私は、これからの資本家の人も民生安定という点には相当関心を払つてゐる対策を……。

○公述人(堀内万吉君) ちよつともう一度おつしやつて下さい。

七

買組合の組織から来る経費とどつちが安い、それを購買組合は合理的にやつて、いろ／＼な宣伝もしないで済むし、配達もしないで済むから営業費が安くなる。その仕入原価の安いということ、営業費がかからないということ、この二つが寄り集まつて初めて配当金になる。これは手品の種は何にもない、ほかに不思議なことはない。そしてそれをすぐに消費者に、組合員に、そのまま安い値段でお売りになるから、組合員に配当できない。安ければ配当できないのが当たり前だ。それを市価と同じに売つて、そしてそれを溜めておいて期末にお戻しになるといふことが配当なんです。どつちもいふんです。その場で安くお売りになつて、その代り配当はない。今市価で売つて、それを溜めておいて期末に配当する。これはどつちでもいふのです。ただそのときにいわゆる購買員でない人がそこへ来て買う、その配当を普通の人がもらつてから小売商人が困るということ。それでだん／＼配当のことを申上げましたが、これは実際の組合の運営から行くと、実は手数がかかる、それで配当を一々帳面をつけて、そして誰が幾らと、そうでなければもう組合員が千五百名いれば上つた利益を千五百名に平均して払えば、何とかそこに相談がないとできませんが、理窟から言つて市価で売つて、そうして残つたものを期末に配当するといふことのほうが他に対する影響が少いといふことを申上げたのであります。

○委員おね よく協同組合のことは御存じの福島さんのことですか何ですけれども、そんなに簡単に、費用もかからない、ただたくさん品物の中

で薬だけ取上げれば、費用もかからず一割出るじやないか、二割出るじやないかといふことになりすすけれど、ほかの店なら夜遅くして家族総動員で商売していただきますけれども、組合は皆雇われた人が、時間も労働基準法に縛られた中で仕事をしておりますから、決してそう安くはなつておりませんといふことははっきり認めておいて頂きたい。でこの配当といふことが、今現実の問題として、組合の配当のできるほどの成績を挙げているところはないといふことを……私は現実の面に立つてこういう法律も改正を考へて行かなければ、理窟ではそれでよろしいのです。英國のように行つたらよろしいじやないかと言われるのですが、英國のように行くのが私の目の黒いうちに行けるかどうか疑問でございますし、そこで現実には副官ない、こういう骨抜の案に修正するといふことは私どもからいへば、資本家のほうでもどういふ考えがおりかといふことを聞きたい。

○公述人(福島正雄君) 骨抜の案ではないとは思いますが結構だと思ひます。

○委員(早川一君) ほんとに御質疑がなければ、ここで休憩をいたしたいと思ひます。

午後零時十一分休憩

午後一時四十五分開会

○委員(早川一君) それでは經濟安定委員會の公職会を再開いたします。

午前中は四名の公述人を以て御意見を伺ひましたが、午後は大阪の實業協同會會長中山太一君、全国中小工業協同會中央副委員長國井秀作君、それから法政大学教授佐美誠次郎君、主婦連合會調査部長高田ユリ君、日本労働組合總評議會政治部長石黒清君、全国購買農業協同組合連合會總務課長古志己一君、以上の六名のかたから御意見を拝聴いたしたいと思ひます。

公述のかた／＼には本日御多用のところ當委員會のため御出席下さいまして誠に有難うございました。委員會を代表いたしまして御礼を申し上げます。本日は多数のかた／＼から御意見を拝聴いたします関係上、御公述は大體一人二十分程度にお願いいたしたいと思ひます。

午後の議事の順序でございますが、先ず三名の公述人のかた／＼から順次御公述を願ひまして、次にその公述に対する質疑を行い、それが済みましたらで次の三名の御公述に移るといふことで議事を取進みたいと思ひます。それでは先ず大阪實業協同會會長中山太一君を御紹介いたします。

○公述人(中山太一君) 本委員會で御審議頂いております独占禁止法の改正に關することですが、私は主として再販価格の問題につきまして陳述いたしたいと思ひます。

我が國の人口を職業別に分類しますと、中小企業に属する中小商工業者とその従業員及びその家族の占める割合は極めて多くありまして、従つて國民生活の安定を期するためには、中小企業業の維持育成を図ることが緊要な問題であります。なか／＼現在の我が國では、小売業によつて本人及び家族數百万の人々の生活が維持されております。而もこれらの小売業者は日夜肉体的な労働に従事しておりますのみでなく、商品の仕入、管理、記帳、事務、販売及び宣伝等の精神的労働、知識的労働にも全力を挙げて従事して、そしてその事業の維持発展に没頭して、そののであります。その上本人及び家族だけでなく、従業員も相当使用しておる者もあります。その割合は國民人口が八千五百万といつたとしても、各種の小売業は、人口四十余名について一店ずつという割合で、各種の小売店が交互にあるのであります。そうしますと小売店數は少くとも二百万となるのであります。その家族、従業員を加へまして平均五人ずつとしますれば、これに従事しております者は一千万人となるのであります。國民人口八千五百万のうち一千万の大きな人の生活に關係することでありまして、再販価格の維持が若しできずして、不当な廉売によつて不正競争が不慮に行われて参りますならば、これらの人は共倒れの危険があるのであります。これが極度に行われれば、その結果小売業は倒産又は整理となり、小売業者自身の失業のみでなく、多数家族なり従業員の失業を招くことは明らかであります。これらが失業状態になりましたならば、それだけでなく失業者が多くなる虞れがある。この領土の狭い我が國の人口は非常に多いのであります。そこに失業者數を増加しますと、国内に労働不安を來まして、労働資金の不自然的な低落によりまして、社会的に重大問題を招来する虞れがあります。現下の中小商工業者の状況は、これをこのまま自然の推移に任しておきましたならば、甚だ憂慮すべき事態に立至ると存じます。資本主義經濟社會における自由競争の長所は勿論認めるが、近來漸くその短所が弱小企業にしわ寄せされて、或いは不正競争或いは信用の破壊、或いは不当廉売等によつて倒産若しくは共倒れを招来するやうな実例が過去現在とも起り、又起りつつあるのであります。不正競争の取締及び濫売又は不当廉売防止による企業維持と、納税を行ひ得る程度の価格の是非必要と存じます。我が國の各種産業においても同様であります。私どもの立場から一番よく調べておるものは、後ほど各業種を申上げてまいりたいと思ひますが、例えば化粧品工業を初め、薬品、電球、書籍、電気器具、菓子、罐詰、製菓、陶器、その他帽子、雜貨類等、良品を廉價に生産し、信用と責任を重んじて、その商標が全財産に等しいほど重大視して、どこまでも責任のある品物を高くないように作り、そして一定の価格を定めておるものが、これら多数の製造業者でございます。いづれも一製造業者がその業界の生産額の一割を超えるやうな生産をしておるものは稀であります。従つて独占禁止、これが市場の価格を左右するやうなことは絶対にないのであります。たくさん競争者があるために、相当激しい競争が生産者相互に行われております。従つてその製造業者が希望いたしますところの小売価格は、一律であり、運賃までも全部負担をしておるものであります。十分にその値段を定むるときには、同業競争者の商品品質、価格等と対照して、それよりも高くないように、どこまでもひけをとらんやうにするといふのが、製造業者の建前であります。自由競争が極度にここに繰込まれておりました、そして適当な卸業、小売店の最低のマージンを加へ

て売るようになってゐるのであります。そして漸く生産業者も企業を維持し、納税を行ひ得る程度の価格しかつておらんのであります。これは実際の事業が値上りして儲けるとか、或いは生産業者が共同して値段を吊上げるといふような、こういうような意味は少しも行われておらない。反対に値を下げ、品物をよくする状態になつておるのであります。今仮に同一製造業者の同一製品につきまして、販売業者が価格協定を行うことを広く認めまして、製造業者の希望した……製造業者がこれ以上売つてはいかん、それを上廻る価格は絶対に市場にないものであります。又どんなことがあつて品が不足しても、その不足につけ込んで値段を上げるといふことは、断じてできないのであります。それで正当な利潤以外には売ることができんようなのが、今の契約値段なり指定価格なり定価となつておる。信用ある商品につけな価格は、そこまで消費者も安心して信頼して、小売業を決して品の多い少いによつて暴利を得ることができんような状態になつております。従つて消費者の利益を阻害するといふことは、少しもないのであります。小売業者が先ほど申しましたように、知識的、精神的、肉体的の労働者と何ら異なるところがない、而も普通工業労働者なりその他の労働者に対しては、労働立法によつて保護が与えられておるのに、僅かに自己の小資本が入つておりますが、精神的、肉体的又は知識的の労働に従事しておつて、これらの人と何ら異なるところがない中小小工業業者、即ち商業労働者に対して、同じような保護がないことは、経済政策の上からも、国民生活の安定の上からも、極めて片手落ちのことと思はれるのであります。よつて独占禁止法を改正されて、又特別法でも制定されて、同一商品の製造業者の同一製品については価格協定を認め、又は再販売価格による契約を認めて、小売業者の最低の生活の維持に必要な最低のマージンを確保し得るようにお取計らいを煩わしたいと存じます。これが防止の方法を講ぜられて、特に業者がまじめに協力して事業を維持するようにして頂かないならば、非常な禍根を残すことと存するのであります。中には独占禁止法が、協同組合であれば普通のなにはきめてはいかんといふことであります。これは運営が十分できないわけですが、これは運ばれば法律が値段協定をきめてもいいといふことを定められて、運営上に不便があるが、而も一方では同一のものに對して、又消費組合では濫売してもいいといふことになると、これは法の不備でありはせんかと思ふので、この点は特に御意見を仰ぎたいと存ずるのがあります。この倒産又は共倒れを防止して、現在の行詰りを打開しますには、商品公正妥当な価格で生産して販売し、そして濫売、売崩しを防止することが必要であると存じます。この公正な価格による販売は、良質廉価な商品の生産を促進して、一般消費者に利益をもたらすばかりでなく、小売業者の経営を堅実にして、その正当な生活を保つのであります。更に進んで、その家族の失業を防止し、生活の安定、担税能力の増進、事業の健全経営に要する費用の負担等もできるのであります。我が国の製造業者は、殊に中小企業業者は多数でありますから、

製造業者の競争は極めて熾烈に行われておりますから、先ほど申ししたように、一製造業者の生産が全生産の価格を支配するような立場にないのであります。従つて現在のところ過度の集中といふことは絶対に行われない、又考えられないのであります。殊に私どもの關係しております化粧品、薬品等の小売販売価格は、生産者が希望する全一の価格であり、この小売価格を我々は正価と、正しい値段と呼んでおります。その理由は製造業者間において競争を加味する最低価格であるといふことと、利潤は非常に少ないものである、これも重ねて申すことを略します。が、非常に真剣な立場であります。そのうすれば製造業者は競争して宣伝費を余計使つておるから、品物にかけておるのじやないか、これは誤解を生じますが、宣伝費を使つておるものは、商品と廉価に作るこれは一つのことです。若し少量に作つたならば、これは宣伝をしておる商品は、品質が悪くて値段が高くなるのであります。それはなぜかと言ひますと、大量に作らなければ、いいものを作る設備もない、いい技師を置くこともできない、原料も大量に備へることもできない、それで大量の需要に對して生産するから原価も安くつく。それから広告費、宣伝費を負担してもなお且つ、少量に作るよりも安くいいものができる、これが消費者の利益であり、又産業発展のこれがこつであるのであります。中小企業の健全化、又は小売事業の健全経営のためには、不正競争又は濫売をどこまでも一つ取締らなかつたならば、このままではいかんといふことは、御了承を頂いておること

と存じます。釈迦に説法で恐縮であります。が、この自由競争の本場である、独占禁止法を主張しておつたアメリカでさえ、小売業の競争が遂に社会的に、産業的に由々しき大問題を起すといふことを知つて、昨年百貨店の濫売競争、不当廉売の結果、店頭これに對する取締法が下院において通過した、あの百九十幾名の賛成、反対者は僅か十名ばかりであります。それから上院においても昨年の七月これが大多數を以て通過したのであります。そのときにやはり労働者、工業労働者、その他の労働者は、一つの最低の生活を維持するために保護され、又いろいろの公的な保護機関がある。それから農業労働については、主食に對してやはり農業労働に報いられる価格が決定してある。而もその生活を維持することを加味してあるにもかかわらず、商業労働がなぜ最低のマージンを得ることが許されないか、これは甚だ社会的に不公平であるといふことを叫んでおります。のみならずこれは或る一面に、働いても働いても遂に倒産して行くといふことは、思想の悪化を免かれない。これを正しく取締ることは、むしろ悪思想を防止するところの鍵だとまで、向うでは叫んでおることは、皆さんの御承知遊ばしておるところであります。それで日本で小売業がまじめにやつても潰れる、問屋も潰れるのであります。又は生産者がやけに潰れて行きます。又は生産が阻害される。そうすると外国品が日本に入つて来る。日本の生産業者が極めて弱体化して来たときには、外国品の輸入を食い止めることができないのであります。将来、大量生産を以て製品を廉価に生産しておる力

を以て海外に輸出するから、製品を廉価に海外に供給することができ。その根本の基盤をも破壊されることになつて、これは日本の小売業保護が社会政策上のみならず、産業政策上からも特に慎重に御考慮を仰ぎたいと存ずる次第であります。もう時間が来しましたからこれで……

○委員長(早川慎一君) それでは次に、日本労働組合総評議会政治部長石黒清君。
○公述人(石黒清君) 只今御紹介を頂きました石黒であります。昨日から政治部長になりましたから、組織部長は昨日終りました。
本委員会におきまして、独占禁止法緩和に関する公述をいたしたのでありますけれども、私たちがいたしましては、戦後の財閥の解体、或いは軍閥の解体といふことに、敗戦といふことについては悲しみを覚えましたけれども、一日本人としては大きな喜びを感じました。従つて平和憲法の上に立つ日本が、もう軍閥も大體復活してありません。財閥が、この法律を改正したくても、相当カルテル化をやつておるやうであります。我々としては實際きまつたことについて何かなつかしみを覚えるといふか、思ひ出を語るような委員会になるような気がして、淋しく思つております。併し国会の中でこれから論議する場合において、不況カルテルとか、貿易カルテルとか、合理化カルテル、或いは販売、再販売価格協定とか、いろいろの問題があるやうでありますけれども、こういう問題について、独占禁止法をこのうちの今申上げました部分を改正して、果して日

本の独占資本が生きて行けるかどうか、日本の經濟が保たれるかどうか、こういうことになりまして、これは残念ながら駄目だと思ひます。アメリカのような超独占資本、ドル帝国のような国ですら、カルテルはもうビークに來ておると思ひますし、まして日本のようなアメリカの隷屬的、隷屬というよりもつと／＼下の形でなされておる場合に、三井、三菱という独占資本が、この独占禁止法を緩和することによつて生き永らえられることができるかどうか、こういうことになれば、それは残念ながら駄目でしょうと我々は言わざるを得ない。なぜかと言いますと、この中にある不況カルテルの場合でも、果してこのようなことで生産制限とか或いは價格制限とか、品種制限とか、いろ／＼な形で出ておりますけれども、こういうもので果して不況が乗切れるのかどうか、こういうことであります。鉄鋼三社といたしましても品種制限がなされるわけでありまして、けれども、これはどうしても平和産業といひますが、我々の國民生活に必要なものが作られない、従つて亜鉛板とか、薄鉄板といひますが、そういうものは生産を止められる、レールとか大砲とかそういう軍需産業に必要なものだけが作られる、従つて鉄鋼三社ですらもこういうことではいけないので、何とか日中貿易をやつてもらわなければいかんじやないか、こういうことになつてゐるわけで、これ一つ見ても、もうすでに独占資本を中心に何とか生産制限をしたり、或いは品種制限をして切抜けようなどということはまあ夢ではないか、そうしてこういうようなことをやつておりますと、どうして

中小企業が参つて参ります。生産制限のうち、或いは品種制限のうち、その中でそういう生産可能なことをやつておりますと、どうしても中小企業が参ります。前のかたが一万五千小売人がおる、こう言つておりましたが、こういう形で制限して行きますと、当然労働者に対する買下げ、首切りという形に出ますし、購買力は下るのであります。購買力が下つた場合に、戦争中と同じように一千万の小売人の人は残念ながら失業しなければならぬ。實際上小売商人のかた／＼もこのようなカルテルが布かれるならば残念ながら失業しなければならぬでしょう。中小企業もまさか小さな町工場で大砲を造るわけには行きませんし、バズーカ砲を造るわけには行きません。ということになりますと、中小企業が潰れることは当然であります。だからこういうカルテルを以て何とか不況を乗切ろうという考え方がもう一世にくだらないんじゃないか。私は社会党員ですが、独占禁止法の問題を論ずる資格はないのであります。なぜかと言いますと、頭から反対だからであります。私たちは社会主義社会を作ろうとする関係もあつて、こういう法律には反対なものです。併し考え方や立場が違つてもやはり我々としても同じ國民でありますし、折角独占資本が自由党やいろいろな政黨を動かして、この独占禁止法の緩和をして生き永らえようとするのに又若干でも忠告をする必要がある、こういう立場で本日は参つたわけでありまふけれども、そういう意味で考えた場合に、雨が降つたら水害になる、天気になれば停電になる、そうして建設省やいろ／＼などころでは吉田内閣

五カ年に亘る悪政はどん／＼不正事件が出ておる。こういう馬鹿げたことをやつておるから、雨が降つたら水害になる、天気になれば停電になる、こういうことをこの立派な国会の中で我々は余り論議をしてもいたくない。どうすれば不況を乗切ることが出来るかと言つて、総評は平和經濟國民會議を持ちまして、そういうアメリカの軍用道路を作つたり、軍事基地を作つたり、山の頂上まで橋をばつて山林やいろ／＼のところを荒すような馬鹿げたことをしないで、年間三千億、四千萬とある金を全部電源開発を中心とするダム工事に使つたらいいではないか、その電源を中心にして、今石炭が余つておる、こういうことを盛んに言つておりますが、石炭やソーダや石灰、そういうものを中心に化学纖維産業をどん／＼起して行つたらいいではないか。日本の經濟自立はもうてんでできないという頭でおる人々は、私ら若い者としては、もうやめてもらつて引退してもらいたいくらいですが、日本經濟は自立は果してできないものかどうか。一回も努力をしないで經濟自立はできない。MSAは受けなければならぬ。こういうことを盛んに国会の中でも論議しておるようであります。従つてそういう現在の政府の態度なり、或いはそういう態度から出て来る独占禁止法に対しては全く反対をせざるを得ません。我々が考へて見るのに、どうしてももう少し日本という祖國を大事にしないのか。もう一度世界戦争があるのではないか、或いはもう一回やつてもいいのではないかといううな考えの人は隠居してもらいたい。我々は戦争は反対であります。なぜ独

占禁止法のこの公聴会においてそういうことを言ふかといひますと、この独占禁止法はMSAのバック・ボーンであります。MSAを入れるためにはどうしても独占資本の強化をしなければならぬ、そうして軍需産業を中心にして、祖國は基地とパンパンの祖國になる、独占資本を強化するためには労働組合は邪魔である。だから労働委員会でスト禁止法が出ておる、破防法も出る、こういうことをやつておるのではありません。従つて分科会として別々に持つておられますけれども、すべてはアメリカの安全保障のために独占禁止法を緩和して、ます／＼隷屬的な資本主義社会を持つて行く。資本主義社会じやないでしようが、もつと／＼程度低い植民地を持つて行く。そのためには、労働組合がどうも邪魔だから破防法も作つた、緊急調整も作つた、炭労の二割賃下げを出して無理やりストライキに追込んで、そうしてそれにつけ込んで、六十三日ストライキをやつたのは不届きである、だからストライキ規制法を出す、こういう形で一貫して、日本を基地とパンパンと軍拡經濟を持つて行くとするのが吉田政府であります。そのバック・ボーンが独占禁止法の緩和であります。従つてそういう意味において、我々はMSAとはつきりと関係のある、私は炭鉱労働者でありますけれども、私たちは炭鉱労働者に対して出しておる規制法とがつちり関係のある独占禁止法の緩和について反対をせざるを得ません。特に中小企業、小売人、國民一般市民、我々勤勞大衆を中心にした者が考える場合に、独占資本が強化される。再販売価格協定の問題にしても、これは何も小

売商人が集まつて物を売る値段をきめるのではない、独占資本の直系のメーカーがびし／＼値段をきめて、小売人に押しつける、こういうものであります。だから本当に商人一千万のかたがわかつたら、独占禁止法反対、吉田内閣反対、もた／＼しておる国会議員反對、こういうことになっておるではありません。併しまだそこまで我が四百萬の總評は力もありませんし、私の党である社会党左派もた／＼しておりますし、まだ半年や一年は余裕があるようであります。併し本年の第四回總評大会でも明らかにされたように、もう日本の労働階級や國民大衆、一般中小企業はだまされてはいない。三たび四たび世界大戦が起るような妄想を起しておる人々に対する怒り、日本がいつの間にか基地になり、軍拡經濟になり、パンパン、アメリカ兵の横行する祖國になつたこの怒り、こういうものは内難、浅間、妙義のいろ／＼な闘争を見てもはつきりしておるのであります。最後に、總評は容共であり左へ行つたという御感想が、吉田政府や日経連や我が党の一部にもあるようでありまふけれども、果して總評は容共であるかどうかという問題について、この機会に若干説明したいと思ひます。私たちは第二回總評大会において、平和四原則をきめた、平和四原則の柱は全面講和であります。再軍備反對、軍事基地化反對、中立堅持、ところが皆さん、日本は軍事基地はまだ七百七十ある。再軍備の兵隊は、ダレスにやありませんけれども、宛極は三十五万といふ。今もた／＼しておるものは二十万、三十万になつておるでしょうが、こういう状態になつておる、そ

すると、その当時は、我々が決定した四原則は先ずスローガン程度でありました。政府のはうの弾圧政策や或いは経営者、資本家の弾圧政策もまあ、ところどころでありましたが、ところが昨年からは今年にかけての政府の弾圧、資本家の弾圧というものは激しさを加えておる。だから二年前にきめた平和四原則をがっちり我々が守る立場を貫く限りにおいて接触は激しくなるわけでありました。火花が散るわけでありました。火花の散るのを知らんというのでは我々は止むを得ない。火花も散らないような労働階級は解散して産報になるだけであります。従つて我々も何も知らずに言つたのではない、二年前に決定した方針がよい、本当の方針になつた、戦う方針になつた、こういうことであります。まさに火花が散るのであります。スローガンだけならば健全で民主的な組合で、行動すると、左だ、容共だということであれば止むを得ません。組合からお金をもらつて、私も月に二万から三万お金をもらつておるわけでありましたけれども、組合からお金をもらつて、東京へ来て、一生懸命組合員のためにやるといふ組合の幹部が、スローガンを旗のように持つて止いておるわけにいきません。吉田内閣に抱く悪政は大きな塊まりになつて、我々の咽喉をしめておるのでございます。従つて平和四原則は本年一九五三年はまさに行動の方針である。従つて立場が違います。激しい闘争合、戦いは起るのではありません。併し、我々は考へてゐるのは飽くまでも祖国を軍事的に中立化する。今こそそのために全国民が結集をして、基地と再軍備を撤回する。これ以外に日本を救う途はない。くだいようですが、もう一度世界大戦があるような気分を起している人、もう一回はあるてもいいのではなかつたかという人は、政治界から引退してもらいたい。我々の子孫、私の妻子、兄弟親戚、身内、いゝんなかたゝの迷惑になりますし、皆さんもそうであるうし、私もそう考へております。従つて戦争経済、祖国をまっ／＼滅亡に追込む独占禁止法の緩和に対しては反対であります。そして、小売人や中小企業を守るためには、労働組合と同じように小売人の労働組合を作らせればいい。協同組合の強化、これに対して資金をどん／＼出す。中小企業にしてもその通りである。協同組合制度をもつ／＼強化して、そうして資金を出す、こういう形でカルテルを強化する必要があるにあらう。あるのは先ず労働者のカルテルをうんと強化する。中小企業のカルテルもうんと強化する。農民のカルテルも強化する。一部の資本家は何か強化しなくとも吉田内閣を中心とした道を歩んでいるのでありますから、これは放つて置けばよろしい。このように我々は考へてゐるところであります。従つて、日本の独立のために我々も皆さんお互いが、全国民大衆の幸福のために独占禁止法というものがどういふ弊りで今この委員会でも論議されてゐるか。MSAの関係、あらゆる問題を中心に広汎な視野で一つ考へてもらいたい。若しも馬鹿げたことを国会がやるならば、私たちは一度の總選挙、二度の総選挙、どん／＼仲びてゐるのでありますけれども、まだまだ駄目ですが、そういう意味では、あんまり労働者や農民や中小企業や一般国民大衆を侮辱した態度を国会がと

るならば、日本のために不幸な事態が起るかも知れない。我が總評は第二の朝鮮を祖国に持込まないために一生懸命で平和革命の路線をひたすら走つております。たまに落ちる人もありますけれども、一生懸命に走つておるのであります。第二の朝鮮にしないためにもつ／＼子孫の繁栄と国家自体の存立の問題を十分考へて独占禁止法も考へてもらいたい、かように思つておる次第であります。どうか不況カルテルや合理化カルテルやそういうもので不況や合理化ができるのではないといふことをはつきり知る必要があるのではないか。あとで宇佐美先生から總評のある意見が出ると思ひますので、私は労働組合の立場を若干申し上げまして、言ひ過ぎた点しお詫びを申し上げますと思ひます。どうも……

○委員長(早川慎一君) 次に主婦連合会調査部長高田ユリ君。
○公述人(高田ユリ君) 只今御紹介を頂きました高田でございます。
私は家庭の主婦の立場から独禁法の改正に反対するものでございまして、先ず最初に申し上げたいことは、独禁法の改正はすでに閣の形で事実上行われてゐるということでございます。既成事実を作つておいて、あとから法律で追いつける、これは今の政府の常套手段のように思われるのですが、独禁法の場合もその例外でないことは明らかでございます。丁度昨年の春頃だと思ひますけれども、味噌、醤油の製造会社が競付販売の方法で、味噌の当籤者に景品を出したり、一泊旅行をさせるといふ手で一種の販売合戦をやりましたことがございまして、このときに公

取委ではこのような競争の結果消費者は景品や旅行の費用の分だけ高い味噌、醤油を買わされると申して、その事態を調べ、店頭不正競争方法に指定して禁止いたしました。併し、その後このような事実は一向に減らないどころか、昨今では日常茶飯事になつてゐることは皆さん御承知のことだと思ひます。消費者はすでに定価販売で商品を押付けられてゐるのでございまして、チェーンストアとか、何々祭とか、こういうものの流行はいたしましても、前に述べたことと似たようなケースだと思ひます。第一、朝鮮の休戦がまえで特需が減り、不況が一層深刻化すると言われておりますのに、物価水準は今日になつても一向に下らず、物によつては却つて強調を見せております事実、これはいつの間にかカルテルやカルテルに似た行為によつて価格の維持だとか、吊上げが人為的にこつ／＼行われてゐることを証明するものではないでございまいしょうか。このように独禁法は事実上破れつつあるものでございまして、独禁法の番人をして任ずる公取委の諸先生も、今では既成事実の前にお手上げの形だと申上げた失礼に當るでございまいしょうか。形式的なものでございまして、現行法の下でさへこの調子なのでございまして、事業者の共同行為だとか、競争会社の株式保有などについて実質的な弊害の有無によつて取締るといふ今度の改正案では違反の監視などできようはずがないと思ひます。又私たちが近頃の逆エース現象がみんなそうでありまして、一步を譲ることは百歩あとずさりすることになりかねないと思ひます。現にお砂糖

の会社が協定を結んで値段を吊上げた、通産省の行政指導で綿紡績の操短を行なつたといふことは皆さんの記憶に新しいことと思ひます。そしてそれはその犠牲者はいつも消費者なのでございまして。又硫酸の会社が製品を輸出するために国内の農家向け値段を高くした例なども農家はかりでなく、結局は消費者にも大きな迷惑をかけてゐると思ひます。肥料が上れば生産者米価が上る、生産者米価が上れば消費者米価に波及する、そのことはすでに事実として起るうとしてゐるではありませんか。不況カルテルといひ、合理化カルテルといひ煎じ詰めれば経済の根本的建直しを皆さんが思つていらつしやう、安易な方法で大資本を助けることでございまして、それは表面上は中小企業や商店の経営も合理化するように見せかけてはいますけれども、やがては資本の集中や独占価格に途を開くものであることは過去の歴史が物語つてゐると思つております。又再販売価格の維持契約の問題にいたしましても、これは事実上行われておることで、公取委が黙認してゐることをただ合法化するに過ぎないと思ひます。消費者の捕手は計り知れません。現行法なら、たとえお役所が黙認してゐる場合でもこれは消費者が不当だと言つて立上つて公取委に申入れたら輿論に問うこともできますが、法律で公然と許されてしまつと、私どもは処置がなくなつてしまつてゐると思ひます。又私たちの生活に關係の深い生活協同組合で扱つておる商品の大半はメーカーものでございまして、再販売価格の維持契約が認められれば独占価格の圧迫

するのではないかというふうに考えるのであります。更に過磷酸につきましても、先般台湾の輸出が三百七十円という安い値段で輸出しております。これも国内価格から見ると百円以上安くなっております。従つてこのようないわゆるカルテル化のような行動が市場ではしばしば見られておるのでございまして。従つて現在すでに独禁法があります。なおかようなカルテル或いはカルテル類似行為があるのであります。更に若し改正案が通りますれば、このような行為は更に殖えるであらうということを我々は恐れるのであります。

例えば今度の改正案によりますると、不況カルテルの場合の認可の条件は平均生産費という言葉があります。平均生産費と費用言葉は非常にむづかしい言葉でございます。例えば肥料の場合、硫酸の場合におきましても、今年肥料対策委員会におきまして、硫酸の平均生産費の算定を目的といたしまして、合理化部会におきまして金融或いは経営或いは会計学等のエキスパートを以てコストの調査を始めたのであります。併しその結果は明確なる結論が出なかつたのであります。この例を見ましても、如何にコストの計算、平均生産費の計算がむづかしいかということを示すのであります。なお藤山社長が硫酸の平均生産費は一噸九百三十四円六十二銭だということを発表しました。然るにかかわらず、その後間もなく硫酸の安定帯価格を八百二十五円乃至八百九十五円というふうに先ほどの平均生産費を下廻る価格で決定を見たのであります。これは実際この安定帯

のだということは常識になつておるの
であります。この例から見ても、
いわゆるメーカーの称する平均生産費
というものが妥当でないということ
を示すと同時に、逆に申しますれば、平
均生産費の計算が如何にむづかしいか
ということを示唆するものかと思つた
のであります。なおこの不況カルテルの
場合におきまして、不況云々の条件が
ございまして、少くともこの独禁法の
改正そのものの意図が、昨年来の我が
国の不況の切掛け策として立案され
たという事情から勘案いたしまして、
不況の名の下に重要産業の各分野に亘
りまして、このようなカルテル化が進
むであろうということを恐れるのであ
ります。例えば昨年一年におきま
す物産の騰貴率を見ましても、食糧
農産物におきましては昨年度二・二％
の騰貴を見ましても、又燃料に
おいて一五％の騰貴でありまして、織
維におきましては二割、金銀類では八
割、化学製品では一八％の騰貴を見
ております。即ち少くとも八割多いも
のでは二割の騰貴というものは、如何
にもこの業界が不況であつたかとい
うことを示すものでもありましよう。け
れどもこの騰貴を以ていたしまして
も、なお昭和九一年の基準年次か
ら見ますと、相当の高値にあるので
あります。例えば食糧農産物におきま
しては、昭和九一年の指数を百と
いたしまして、倍数を求めますと二万
八千、いわゆる昭和九一年を単位
といたしますと、二百八十の指数に
なります。然るに織維におきましては
今なお三百七十二という指数になつ
ておるのであります。最も低い化学製品
におきましては二百九十という指数で

ございます。なお又確安の値段と米の
一石の値段の比値を見ましても、例え
ば太平洋戦争の始まりました昭和十六
年におきましては、穀類一石に対する
確安の比率が七割というところになつ
ております。それが昭和二十年には一
割余というところになつております。こ
のように確安が下つておつたのであり
ますが、尤もこの年には補給金が出て
いる関係もございまして、併し翌年の二
十一年には補給金が出ないという関係
もありまして七割というふうになつて
おります。それが今日では一二割五と
いうふうになつております。この例か
ら見ましても、遙かに確安肥料、米とい
うものの釣合いがとれてないか、いわ
ゆる農工生産物の差が多いかというこ
とを示すものではないかと思つたのであ
ります。若しこのようにしてカルテル
化が進んだ場合に、先ず肥料において
そのカルテルが組織結成されるであろ
うことは想像に難くないのでありま
す。と申しますのは、我が国では肥料
工業が最もカルテルが早く始まつたも
のの一つになるのであります。即ち肥
料におきましては、昭和三年に石灰窒
素の共同販売が設置されまして、それ
から二、三年後には殆んど重要肥料の
全部にカルテルが結成されたのであり
ます。その結果整理が非常に激しくな
りまして、遂に昭和十一年に重要肥料
業統制法という法律によつて、国の法
律を以て価格を規定することになつた
のであります。今日多くの農協同組
合におきましては、赤字或いは資本の
不足を訴えておるのでありますけれど
も、このような現象は農民の結局経営
の不振ということに原因があるのであ
りまして、この例で見ましても、むし

る農業資材の価格は今より一層引下げ
るべきが適當ではないかとさえ考える
のであります。このような理由でござ
いますので、むしろ今日の現状でさえ
も我々は価格引下げをささぐの提案
したのであります。
このような意味におきまして我々は
独禁法が改正されますことを恐れるの
ではありません。而も今回の改正案では
わゆるすでにカルテルの受入体制と申
しますが、そういうものがすでにでき
ておるうちに疑うのであります。例え
ば前国会に提案されました際案にお
きましては、合理化カルテルの場合、或
いは不況カルテルの場合におきまして
公取が認定することを条件としたしま
して、消費者への利益を著しく害する
という言葉が使つてあります。併し今
回の改正案におきましては、不当に害
する場合を除くというふうに、そうい
う言葉が使つてあります。このことは
輸出カルテルの場合にも、同様の言葉
が使つてあるものであります。この例
から申しまして、いわゆる消費者の
利益というものを先ず考えるべきこと
の法律におきまして、こういうものがネ
グレクトされておるというものを我々
は非常に恐れるのであります。でこ
のような意味から申しまして、農協団
体といつたしましては、この法律改正に
反対をして参つておるのであります。
すでに今年の春以来しばしば農民大
会、全国農民大会或いは農協大会の
実行委員会等を開きまして、この改正
案の反対を唱えて参つて来ておるの
であります。以上で終ります。

○公述人(國井秀作君) 只今御紹介に
あずかりました全国中小工業協議会中
央副委員長をいたしております國井で
ございまして。
今回独禁法の緩和が骨子とされたこ
ろの改正案が今国会に提出せられて
いるのであります。が、我々といつた
ましては中小企業者の立場からこの改
正案に絶対反対でありますことを申上
げたいと思つております。先ほどの
解散国会の際に衆議院における安定委
員会で独禁法の改正案が上げられた
公聴会の席上におきまして、独禁法
の改正に賛成せられるのは大企業の公
述人ばかりでありました。他の中小企
業関係或いは農水産団体の関係その
他中小工業者の関係者は挙つて独禁
法の改正に反対をしたという事実は、
すでに議員諸公におかれましては御承
知の通りだと考えるのであります。従
つて本改正案が案に国民大衆の要望と
遊離しておる議案であるということが
はつきり言えるのであります。今回
提案せられた改正案は、大体において
解散国会の際に生活協同組合の団体の
かたから強く要望されましたいわゆる
再販価格維持契約に対する一部の問
題に対して強く要望があつた点を加え
られまして、いわゆる除外例を今後の
改正案の中に盛り上げて出されたとい
うのであります。他はすべて殆んど
前回出ました改正案と同じであるとい
つていいと思つてございまして、で、
今回この法律が以上のようないわゆる
僅か一部分の改正だけであつて、他は
前回通りの改正案が提出されるという
ことに對しましては、これは先ほどか
ら各公述人が申されております通り
国民の大多数はこれがいよく、以て大企

業の一部或いは大資本家の一部の圧力
によつて政府提案となつたものである
ということに國民の大多数は色眼鏡を
以て見ておるということが事実である
と考えるのであります。私どもは国会
は國民の代表の府でありまして、国会
で決定されますことは國民多数の要望
に依る決定でなければならぬと思つ
ております。然るに今申上げた通り
この独禁法改正が國民大多数のかたの
要望でなくして、一部の資本家、一部
の大企業家の要望によつて政府提案と
されておるといふ事実からいたしまし
て、若しこの独禁法改正が国会で決定
せられるというふうな事態が起きたと
いたしまして、これは國民大多數の
要望に背く結果になると私は信ずるの
でございまして、私は前回衆議院の公述
人としてやはり申上げたことでありま
するが、独禁法は決して大企業を圧迫
する法律ではないのであります。私は
現在のよう日本の産業構造の中で、
経済力の自立性の全くなかつたところの
中小企業者或いは農水産関係者、一般
消費者というものが、不自然的に大き
な数となつて日本国を形成しておる現
状の中にあつまして、この多くの人々
が経済的に安定の途を辿り、国民生活
を細々でも維持するためには、どうし
ても独禁法のようなものによつて保護
されるということではなければならぬ
と思つております。これは日本の置
かれておる宿命的な現実であるとい
うのであります。即ち独禁法は今申
上げたような経済力の弱い國民大衆の
経済活動に幾分でも役立たせたいた
めに、企業の大占と経済力の集中を排除
するために設けられた法律でありまし
て、大企業に多少の不自由な点がある

といひましたし、それは以上の理由から止むを得ないものであると考える。本法によつて禁止しておる禁止事項のようなくとも、すべて國民經濟の維持向上を狙つておるものであります。これを言ひ換へますれば、この独禁法の強化、勵行されることは、大企業にとつて、日本經濟安定のために私うところの安い保険料に過ぎないと私は考えるのであります。又独禁法は日本の現状をフアッシュにもしない、或いは社會主義にもしない、資本主義の最もいいところの面を保護しておる法律だと考えるのでございます。即ち米國におけるところの反トラスト法、英國におけるところの独占及び競争制限法、或いはカナダの企業結合調整法、西ドイツの競争制限防止法等が存置いたしておることを見ましても、如何にこの独禁法が日本の産業發展のために必要な法律であるかといふことは言を待たないと思つておるものであります。かような次第でありますので、大企業も余り近視眼的な考えを持たないで、大概のところではよくに思ひどまりませんと却つてその反動現象が大きな悪循環となり、更に矛盾が拡大して行くことによつて大きな自己矛盾と自縛目縛に陥ることになるのではないかと実は杞憂するのでございます。現行の独禁法が厳然と存立せられておるところの現在においても、大企業と中小企業とのアンバランスは最近更に大きな開きが出ておるのであります。若しこの独禁法の改正案が通りますやうなことがあつたならば、これは日本における大企業と中小企業とのアンバランスを決定的にきめる法律になると私は考える次第でございます。大企

業は現在現在法律下においても、先ほどから各公述人が言われておる通り公然とはありませんが、現に各種のカルテルは行われておるのであります。即ち不況対策、合理化対策或いは価格保持対策等は着々と大企業は進められておるのであります。時折公正取引委員会からの勧告や色眼鏡で見られることの煩わしさから逃れるために、公然とこれを許容活動としたいというのが本改正案の狙いであるうと考えるのであります。私どもをして率直に言わしむるならば、本改正案は著実公認法と私は申し上げたいのであります。私どもは申し上げたいのであります。今までは暮夜ひそかに妾宅を訪れて喋々々々としておつたものが、この法律の改正によつて著実公認化し屋中でも公然と自動車を買入れ、日夜を分たず著実の合理性を確保せんとするものであります。私は思ふのであります。若しこのやうな著実公認法といふものが國會を通過するやうなことがあつたといひましたら、これが世道人心に及ぼす懸影響といふことは、今更説明を要しないと思ふのであります。即ち今次の独禁法改正が只今申し上げた著実公認法に相通するものであつて、その影響するところは結局國民消費大衆にしわ寄せが来、悪影響が来るといふことが必然であると思ふのであります。獨禁法は昭和二十二年に制定を見まして、その中で今日まで大企業が獨禁法に触れまして審決を受けたもの、いわゆる公正取引委員会を取上げたものは百二十数件に及んでおります。そのうち大企業が触れたものは僅かに十数件でありまして、他の百十数件はすべて

て中小企業者或いは零細企業者公取委の審決に付されておるのであります。これをもう少し詳しく申し上げますならば、これは去る解散國會のときに調べました資料でありますので、若干これよりは増えておると思ひます。けれども、獨禁法違反となつて審決を受けた数が百二十三件であります。そのうち第二條の不正な競争によつて審決せられたものが五件、第三條の不当な取引制限によつて審決を受けたものが二十七件、第四條の対価の引上、生産數量、販賣數量の制限或いは販路、顧客の制限、或いは新生産方式の制限、こゝういつたやうなもので取上げられたものが二十八件でございます。更に第五條の事業者団体法の禁止行為に触れたものが四十一件、これが最大であります。更に第六條の國際的協定、國際的契約に触れたものが十七件、第十條の株式、社債の取得に關して審決を受けたものが三件、第十一條の金融機關の株式所有によつて審決を受けたものが一件、更に競争關係にある会社の役員兼任によつて審決を受けたものが四件、更に第十四條の会社以外のものの株式保有制限或いは競争關係会社の株式の保有等によつて審決を受けたものが六件、第十七條の脱法行為の禁止によつて審決を受けたものが五件、第十九條の不正な競争の禁止に触れたものが十八件であります。以上百二十三件のうちで、大企業の触れたものは第六條の國際的協定、國際的協約に觸れた十七件並びに株式社債の取得の三件或いは金融機關の株式所有の一件、競争關係にある会社の役員兼任の四件その他数件に過ぎないのであります。すべ

て、百十数件は中小企業者又は零細企業者が獨禁法に觸れておるのであります。従つて決して獨禁法は大企業を圧迫する法律でなく、むしろ私どもからいへば、せまるならば中小企業を圧迫する法律であると言へるのであります。この中小企業を圧迫する法律を改正することになぜ中小企業が反對するかといふ一つの考え方が出るのであります。これは現行法においては大企業はカルテルを行い、我々中小企業者はカルテルを禁じ、或いはトラストを許し、大企業の独占性を認めることになつたならば、今でさう苦しい中小企業者、或いは關連産業關係者或いは消費大衆の皆さんの迷惑が一層大きくなることを恐れるから反對するのであります。私どもは現在の社會情勢を見ますときに、先ほど鐵錐卸商連盟のかたからも申されたやうでございますけれども、或いは又農民關係のかたからも話がありましたやうに、現在の農民は高い肥料と安い米価の板挟みになつて非常に苦んでおるといふことは先ほどもお話がありました。又中小企業は石炭が高い、鉄鋼が高い、諸物価が高いといふことにおいて生産に苦んでおるのであります。又大企業の關連産業であります人々もすべて今までの繋りに支配されて出血生産を余儀なくされておるのであります。而も下請代金の決済が非常に遅延すること相俟つて中小企業者はまさに自殺街道を進みつつあると言つても過言ではないと思ひます。國民大衆の生活も極度に苦しくなつておるといふ事實を見逃して貰ひては困ると思ふのであります。

す。万一の改正案が衆議院を通過するやうなことが假にあつたといひましたら、參議院の賢明なる諸公の御努力によつて本改正案が絶対に國會の決定案とならんやうに御努力をお願いいたします。私どもは國民の名においてお願いをする次第であります。一応總論的なことはその程度にいたしまして、以下条文改正の内容について少し申し上げてみたいと思ふ次第でございます。今回の獨禁法改正案が衆議院において官房長官から趣旨弁明の中に取りましたやうに、本案の改正はもとより國民經濟の民主的で健全な發展を促進するため私企業による市場独占のものをたす諸弊害を除去し、公正且つ自由な競争を促進しようとする独占禁止法の根本精神は飽くまでも尊重すべきものであります、と言つておるのであります。が、この改正案は大よそこの趣旨弁明の趣旨と全く相反しておると言へるのでございます。この改正案の中に大きく取上げられております問題に事業者団体法が廃止せられて、この獨禁法の中にこれを吸収せられておるといふことであります。これは私どももいたしまして従來の事業者団体法を廃止いたしましたので、本独占禁止法の中に吸収せられることについては何ら反對をいたすものではありません。併しなから今度の改正案の中に盛り込まれておる事業者団体法に代るべき事項は極めて活動の条目を非常に簡易化しまして、そうして少くなつてゐる。私はやはりこれが獨禁法で吸収せられまして事業者団体法で定めてある通り禁止活動と許容活動の範圍を明確にやはりしつておいて貰ひたいと思ふのであります。

第二点、現行法の第二條の五項にあり
ます不当な事業能力の較差の条項を削
除することになっておるのであります
が、これも強い反対ではありません
が、やはり私は企業の特権を排除する
獨禁法の精神からいまして、やは
り存置することがよろしいと考える
のでございます。第三点、現行法の第五
條の、私的統制団体の禁止条項を削除
することに今度はなっております。若
しこの法律を削除いたしましたら、勝
手に大企業は一手買取機關、一手販売
機關、あらゆるいわゆる活動が許容せ
られることになりまして、第五條の私
的統制団体の禁止条項というものは、
これは厳然と存置して頂きたいと思
うのでございます。従つて今回の改正案
を、これを削除することになっており
ますが、これは厳に私どもは反対をす
るものでございます。

第四点といたしまして、今回の改正
案の主軸をなすところのいわゆる第二
十四條の三並びに四の不況カルテル、
合理化カルテルの容認条項に對しまし
ては、先ほど申し上げておる通り、絶対
反対であります。この絶対反対であり
ますことを少しく内容に觸れて申し上げ
てみたいと思ふのであります。それは
不況カルテル、合理化カルテルと申
します。一體不況といふものをど
こに置くか或いは又合理化カルテルを
どこに置くかといふような問題につ
いては極めて抽象的でありまして、これ
はその取締る人の主観によることであ
り、又大企業の強い政治的な力がこれ
に及んで来ることは当然であります。
て、かような許容条項を加えるとい
うことは極めて獨禁法の精神を破壊する
ことになると思ふのであります。それ

から認可権を主務大臣に帰属させるこ
とになつておりますが、現在におい
てすら、公正取引委員会というものが
力が弱くなつておる、先ほど実例を申
上げた通り、大企業は公正取引委員
会の審決に付されるものが僅か十数件に
しか及んでいない。この事実からい
たしましても、現在においても大資本
の圧力というものが、政治力というも
の、如何に公正取引委員会の権力とい
うものを制限し、弱めておるかとい
う事実はつきり出るのであります。然
るに、今度は認可権を主務大臣が持つ
というふうなことになる。公正取引
委員会の権力というものは更に
弱くなることは説明を要しないと思
うのであります。それに主務大臣の認
可に當りまして公正取引委員会の認定
によつてという言葉がございます。

公正取引委員会の認定によつてとい
う言葉、この言葉自体が極めてあい
まいであると思ふのであります。私は、こ
れは公正取引委員会が現行法におい
てすら弱い立場になつておるのであり
ますからして、これを認定といふよう
なことで逃げて、主務大臣の認可を認
めようといふことは、私をして言わせ
れば、從來はただ公正取引委員会に
通過決議をするだけの通り路だけのこ
とをきめるという法律になつて、その認
可権はすべて大企業の出店である通産
大臣の自由裁量の権力によつてきめら
れるということになると思ふのであり
ます。かような点から考えましても、
今回の改正は絶対反対であります。更
に、これを若し通産大臣が一度これを
認可いたしましたとき、やはり改正法
律案の中にあります通り、この認可が
著しく経済活動の自由を阻害し、その

影響が関連産業又は消費者大衆に及
ぶときに、これを取消することができ
るということが規定されております。併
し一応認可したものを取消するという
点は極めて容易ならん事情に私は陥る
と思ふ。殆んど不可能に近いものと思
うのであります。カルテルを許して、而
もその共同行為がいろいろの形にお
いて契約となつて、関連産業或いは卸
業或いは小売商等と一つの契約となつ
てこれが行使せられておるときに取消
するということは、その契約が果して日
本の法律において、この認可を取消した
ことによつて関連契約というものがす
べて無効になるかといふことになりま
す。これは又権利義務の問題でむず
かしい問題に達するのではないかと
思ふのであります。従つて、一度認可
したものはなか／＼これを取消すとい
うことは、法律でできておりまして
も、又獨禁法でできておりまして
他の法律によつて取消が不能になる
という虞れがあるのであります。

それから、私どもの観点からいたし
ますれば、この合理化カルテル等も、
合理化カルテルといふ名前こそ誠に
い名前ではございませうけれども、私
はカルテルによつて決して合理化は図
れない、これは大企業といふゆる獨
占力が強くなるだけであつて、決して私
は合理化にはならないと信ずるので
ございます。かような次第でありま
して、私どもは、今回の改正案に出
ておるところの第二十四條の第三、四、
この不況カルテル、合理化カルテルの認
可に對する条項は、絶対に全面的に反
對をいたすものでございませう。先ほど
も申し上げました通り、現行法下であ
つても、公正取引委員会の権限が非常

に弱められておるのであります。すでに
皆さん委員のかた／＼にも公正取引委
員会の事務局で作りましていわれるカ
ルテル類似の行為に關する資料が手
許に届いておると思ふのであります
が、あれを見ましても、いわゆる大企
業がカルテルを行なつても、それを公
正取引委員会が取り上げようといは
しても、或いは貿易法に關すること
であるならば、貿易管理法にそれが保障
されておる、或いは又公取が、これはカ
ルテル禁止行為であると言つて取り上
げようといはしても、これは通産大
臣の勧告によつて操縦をしておるこ
とにやうなことを、すべてそういうこ
とによつて現在の獨禁法が強力に執行で
きない形にあるといふのが現状であり
ます。従つて、何も獨禁法を改正いた
さなくても、先ほどからいへば／＼申上
げております通り、大企業は、公然と
ではありませうけれども、暮夜ひそ
かに愛妾のもとに通う程度ではありま
すけれども、カルテルは完全に行われ
ておるのであります。従つて、何も委
を置くことを公認する法律にしないで
も、完全にできておるのであります
から、獨禁法の改正は是非思ひとど
まつて頂きたいと思ふのであります。

更にもう一つには、先ほどお話の中
に、再販価格維持契約の問題につ
いて全面的に反対といふ御意見があつ
たやうでございませうが、これは、主婦
連合の立場から、消費者の立場から、
一応御意見は御尤もであると思ふの
であります。併し、日本のいわゆる産
業構造の上から、消費者に安いの
手に入らなければいけない、小売商人
も健全な経営の中から自分の生活で
きるところのマージンを得なければなら

ん。大企業も、そうした商品を流す上
におきまして、卸商を通じて、或いは小
売商を通じて、これが消費者に流れる過
程において、いわゆる適正な価格とい
うものが保持せられることでなければ
ば、日本の国民経済、大きく見た国民
経済は決して平等に発達しないと思
うのであります。従つて、主婦連合で言
われる再販価格維持契約の問題に全
面的に反対せられるのであります。け
れども、これは一歩おきまして、小売
商人その他生産者の立場をも考慮して
頂きまして、是非この問題については
今回の改正案をお認め願ひたいと思
うのであります。

なお、私は今回の改正が、先ほど申
上げました通り、前解散国会の際に、
生活協同組合のかたのこの再販価格
維持に關する反対の意見に對しまし
て、今回政府はいわゆる除外例を生
活協同組合その他の消費組合或いは大
企業等としらえておる。この購買利
用組合といふやうなものを除外するこ
とになつておるのであります。けれど
も、私はむしろこの改正は、もとのよ
うに、いわゆるその再販価格維持と
いふものの体系といふものが生活協同
組合にも、或いは普通の協同組合に
も、購買組合にも、利用組合にも適用
せられることであつていいのではない
かと思ふ。そのことが主婦連合のか
たのお話では、アメリカにおいて
は、この緩和によつて物価は上つて、
少しも消費者に得にならなかつたとい
うことを仰せられたやうであります
が、これは別の角度から検討できる問
題でないかと私は思ふのであります。
私は大きな観点から、生産者である大
企業、これを消費者までに流す過程に

おいての御商、或いは商人というだけの、商品の流れに行く間に健全なマージンがそこに認められて、そうして成るべく安く消費者にこれが流されて行く、この経済構造の原則というものをやはり固く樹立することなければ日本産業は発達しないと思ふのであります。以上いろいろ申し上げてとりとめのない点がありましたが、最後に繰返して申すならば、冒頭に申し上げました通りこの独禁法改正案が決して国民大衆の要望でなくして、一部の大企業、一部の大資本家の要望によつて政府が提案せられたという事実は確かであり、従つて国民の代表の府であられるところの国会が国民大衆の要望しないような法律改正に賛意を表することは国民の要望に應ずるものでないと思ふは固く信ずるが故に、本改正案に對しましては、万々一にも衆議院を通過するやうなことがあるといたしましても参議院においては賢明なる議員諸公の御努力によつて本案を擯りつづし或いは不成立に終らせるやう御努力をお願いいたしたいと思ふのであります。これは私が大きなことを言うやうでありますけれども、国民大多數の名においてお願いをいたす次第でございます。

最後に附加えて少しく申し上げてみたいと思ふことは、私は公正取引委員のかたんの身分というものが、現在のうちに、検事や判事のように身分保障がないのであります。従つて公正取引委員会の活動というものが大きな資本の圧力、大きな政治の圧力によつて左右せられておるといふこの事実、これをむしろ排除すべきではないかと思ふ。即ち公正取引委員会構成法の中に公正取引委員の身分を保障し、更に国民経済と直結いたしておきまうところの中小企業の代表並びに消費大衆の代表を公正取引委員として加えるやうな改正案こそ本當にこの独禁法を生かしそして日本の産業経済のあり方を正しくする大きな力になると考へるのであります。これは少しく今回の改正案と離れた別の問題でありまして、公正取引委員会の構成に関する問題であります。が、少くとも公正取引委員会が不偏不党何らの大資本にも大企業にも政治力にも支配されないで、独自の立場で大企業といへども容赦なく審決できるやうな権力を与えて頂きたい。更に公正取引委員会の中には中小企業者の代表並びに消費大衆の代表を加えるといふやうな法律改正が私は望ましいと思ふのであります。

以上いろいろ申し上げましたが、畢竟するに本改正案を絶対に通さないやうに参議院の諸公にお願いをすること、一ぱいでございませう。なお、一言申し忘れたことがございませうが、認可権の問題のところ、公正取引委員会が無力化する、殊に公正取引委員会の認定を得て認可するといふその認定の問題が、強い認定でなくしてゆるゆる公正取引委員会通過決議という規定、ただ通り道になるというだけの問題に過ぎないという結果を上げた通り、若し仮にこの改正案を一部修正で通さなければならぬといふやうな事態になつたといはしますならば、通産大臣の認可権だけは厳にこれは取りやめて頂きたい。飽くまでもこの独禁法を守るために、又独禁法が公正に行使される上からいたしましても認可権は当然公正取引委員会が持つべきであると確信するのでございませう。非常に駄弁を弄しまして申訳ございませう。

○委員長(早川博一君) 最後に法政大学教授宇佐美誠次郎君。
○公述人(宇佐美誠次郎君) 私宇佐美でございます。今度の改正法律案につきましては私の意見を申し上げます。皆様御承知の通り戦争の直後にいゆる財閥解体といふことが行われました。この財閥の解体といふことはつまり今度の戦争といふものに對して財閥といふものが非常に大きな役割を演じた、その財閥といふものがなくならない限り日本は再び侵略と征服の暴挙を演ぜざるを得ないといふことから財閥といふものの解体が行われたわけでございませう。その財閥と申しますのは勿論三井とか三菱とか、そういういわゆる日本で従来行われておりました財閥といふことではなしに、實質的に独占的企業といふことであつたのであります。そして、単に三菱が姿を消した、三井が姿を消したといふことで財閥が解体されたことには実はならないのでございませうが、實際行われました財閥の解体といふことではある三井、岩崎家といふものの解体が行われたのであります。と、實際その基礎になつております経済的基礎と申す方が、独占的企業といふのはこれは殆んど手が着けられなかつた。實際に解体されたのはアメリカと直接競争関係にありました三井物産、三菱商業といふ少数企業だけでありまして、實際の解体といふものは見過してしまつたのでございませうが、その關係からその後のドッジ・ラインの強行状態、それから朝鮮

における動乱以後の日本の経済の變化の中で再び独占的企業の力が非常に強くなつて来たことはあらゆる方面で指摘されておるところであります。こういう情勢の下に、こういう情勢を更に實質的に促進するやうな意味を持つたものが今度の改正案だといふことが今度の改正案の一番重要な点であると私は考へるのでございませう。最初のあの財閥解体工作といふものが本當に正しいものであり、国民の支持するものであるとすれば、今度の法案についていふことも、今度の財閥強化といふことこそが本来ならば正しいことと思ふのであります。逆に独占体といふものに対する制限を緩くする、そして独占の活をもつと自由にさせる内容を持つた今度の改正案といふものは非常におかしなものになつておると言わざるを得ないのでございませう。そう申しますと今度の改正案といふものはどういふ点で、どういふやうに独占体といふものを自由に活動を促進する結果になるかといふことを多少の例を挙げて今度の法文で御説明申し上げたいと思ふのであります。

今度の改正案で重要な点はしばしばカルテルが自由にされたといふことが言われてございませう。これはその通りでございませうが、今度の法案で大事なことはむしろカルテルよりもつと大きな私的独占に對する制限の緩和であると思はれます。つまりいわゆるトラストといわれております独占企業、この独占企業に對する制限が緩和されたといふ点に今度の一番大きな重点であるといふやうに考へるのでございませう。今度の改正案を見ますと依然として第三条では私的独占禁止といふやうに謳つてございませう。併しながらその内容を読んで見ますと、こういう規定は形だけのものであつて、實質的には独占体の活動が遙かに緩くなり自由になつておるといふことを否定することのできないのでございませう。第一に第九条で持株会社といふことが出ております。持株会社は依然として禁止されてございませう。ここでは「支配すること」を主たる事業とする会社をいふ。といふやうに持株会社を定義してございませうけれども、實際の持株会社の活動といふものは、持株を主たる目的とするのでなくとも、實際には支配することのできるものでございませう。例えば財産の保全会社といふ名目であつても、そういう目的の持株であつても、實質的には他企業を支配することができかねるわけでございまして、それを主たる事業とするといふことは果して本當に持株会社の實體を抑えることができるかどうかは非常に疑問と言わなければならぬのでございませうが、それ以上にもつと大事なことはこれは昔のやうな三井系、三菱系或いは三井本社、三菱本社といふやうないわゆる持株会社ではなしに、戦後の今日の一番大きな問題は大きな産業会社がほかの産業会社の株を持つてこれを支配するといふ形でございまして、純然たる持株会社といふものは、これは少くとも表面からは姿を消してあります。で、そういう会社、もう一つは銀行の産業に對する支配、こういう實質的には昔の財閥支配と同じ形のもの、戦後は形を変えて出て来ているわけでございませうが、こういうものに対する制限は、独占禁止法ではともかく一応はできないことになつておりましたけれど、今度の

場合には公然とこれができるような底
勢ができるという点が大事であると思
うのであります。例えば第十條を見ま
すと、ここでは直接間接の支配という
ものが直接の支配だけに限定されまし
た。又社債というものがこの規定から
除外されてしまつております。そして
競争関係にあるほかの会社でもその株
を持つことは実際にできるような形に
なつてしまつたのであります。で、そ
の制限はただ実質的に競争を制限する
場合だけに限られたのでございま
す。が、実質的に競争を制限するかどうか
というところは非常に立証がむず
かしい。これは而も非常に主観的な意
図の入る余地が多いのでございま
し、客観的にこれを判断することはむ
ずかしいわけでありまして。というこ
とは、これは見過されてしまふ危険が非
常に多いということにもなるわけであ
ります。更に銀行になりますと、十一
條であります。ここにはつきりと会
社の株の保有がもと自由になりま
す。今までは百分の五、五％きり会
社の株を持つことができなかったのが、
今度は一〇％、つまり一割の株を持つ
ことができることが公に認められたの
であります。而もこの一〇％以上の持
株というところでもできるような規定が
入つております。このことは銀行とい
うものがただ株を持つて支配するだけ
でなしに、金を貸すいわゆる貸付融資と
いう関係で会社を支配できるのであり
ますが、それに並んでこういう株を持
つことによる支配というものをもち
強行することかできる態勢がこれで
きるといふことにはかならないと思
うのであります。更に十三條では役員
の兼任禁止が緩和されております。で、

争会社であつても実質的に競争関係に
ない会社、これは判定が非常にむずか
しいわけでありまして、そういう場合
にはほかで会社の役員を兼任すること
ができるようになります。この点も又
先ほど言いました立証の困難というこ
とで、実質的な支配の拡大強化とい
うことを認めるということにならざる
を得ないと思ふのであります。
以上のように非常に今度の法案であ
りますと、立証の困難な条文が多い。
立証が困難だということとは、実質的に
はそういう大きな企業、あの競争と関
係の深いと強く指摘されたそういう独
占的な企業というものの活動がもつと
公にできるようなそういう態勢がこれ
でできてしまふということでありま
す。そういう意味でこの私的独占禁
止の改正というものは、独占禁止をさ
れたものの根本的な思想の改正とい
うことにならざるを得ない。こういう
意味で今度の改正は非常に重要だと考
えざるを得ないのであります。こうい
う私的独占つまりトラスト的な形の
独占というものが若し公に認められ
なければ、この次のトラスト的な活動、
トラスト類似の活動というものは
を如何に強く取締つても、実質的に
これは効果がなくなつてしまふ。これ
は今までの戦後のカルテル的な結合
のいろいろの事例を考へ併せて頂け
ばよくおわかりになりますように、実
質的にはカルテル的な活動をやつて
しまふのであります。小さな中小企業
であります。如何に集まつても決して
カルテル的な結合ができるはずのもの
ではない。カルテルができるには巨大な
独占というものがなければならぬ。
独占のほうを制限することを緩めて

しまつてカルテルのほうだけを如何に
強くやつてもこれでは実効が著らな
いと言わなければならぬのでありま
す。
そこでそのカルテルであります、
カルテルのほうも今回の改正案では相
当大きな緩和が行われております。先
ほどからお話がすでにたび／＼あつた
と思ひますが、今度はカルテルとい
うものを不況カルテルと合理化カル
テルという形で公認いたしました。この
とは前の私的独占、つまりトラスト
的な独占といふものの活動を更に自
由に更に大きくする役目を演ずるわ
けであります。で、不況カルテルとい
ふのは、これは平均生産費という
ふうに条文には書かれております。併
しその平均生産費といふものは一体ど
うして計算されるのか、その場合に一
体利潤はどういうふうに見積られる
のかという点でこれは非常にあいまい
な、而も重大な規定であります。而
もその平均生産費といふものの立証の
問題が大きいわけでありまして、その
如何によつてはその不況カルテルとい
うものが自由に行える基礎ができてし
まうのではないかとこの危険を感じ
ております。更にその不況カルテル
を作るといふ場合に条文によりま
す。と、企業間の合理化ができない場
合にこの不況カルテルをやるといふ
ふうには書いてあります。そのことは
つまり合理化が先、つまりそれはつ
まれば首切りをやつてできない場
合には、こういうカルテルをやるの
だといふ形で、犠牲が実質的には首切
りといふ形で出て来る危険が非常に
大きいものであることも、併せて考
へておく必要があると思ふのであり
ます。

それからもう一つの点は、合理化カ
ルテルであります。この合理化カル
テルといふことにはその言葉自体非
常におかしいのであります。つまりは
つきり言つてしまふば企業間の利潤の
採算によつてカルテルができるという
こととあります。つまりはつきり利潤
というものを認めて、それを守るため
のカルテルであります。これは競争中
の独占体の役割といふものを考へても、
あの財閥を解体しなければならぬの
はなぜかと言へば、私的な利潤の追求
といふことによつて国民経済が破壊
されてしまふ、そういう危険を知らな
ければならぬといふのがあの独占禁
止、財閥解体精神であります。その
利潤といふものを表面に出して、これ
によつてカルテルを許すことになり
ます。これではもう日本の国民経済と
いふものの一番大きな権利が失われ
てしまふといふことを考へなければなら
んわけでありまして。こういうふうにな
つて来ますと、それではどうすればい
いかと申しますと、これはどこの国で
も独占の制限といふことはむずかしい
のであります。アメリカでもどこで
も独占禁止といふものはうまく行つて
おりません。確かに非常にむずかしい
のであります。が、むずかしいといふこ
とはやらなくともいいことでは
ない。その場合に大事なことは、どう
しても形式的な禁止の規定が必要だ
といふこととあります。つまり形式的
に禁止してしまふないと、主観的な余
地があつたり、立証の余地があつたり
する場合、どうしても実質的には
制限できないといふこととあります。
従つてたとえ多少の不便があつても、
形式的な禁止規定がない限りは実質的
な制限はできない。ですから前の独占
禁止法であります。まだその点がは
つきりしてゐたのであります。が、今
度の場合にはそういう形式的な制限を
なくしてしまつて、そうしていろいろ
立証によつてきめる制限基準が出て
参りました。このことは単に条文の些
細な変化ではなく、根本思想の変化だ
といふふうに私は考へざるを得ない
のであります。
以上が非常に簡単でございまして、
今度の改正案の条文につきまして
が独占体を事実上促進する危険が大
きいものだという意味で申し上げた
わけでございます。実はこの法案に
ごさいますが、実はこの法案に對し
する意見として大きな点は、その法
案以前の問題であるといふふうに私
は考へるのであります。法案以前の
問題は、これはどういふことかと申
しますと、つまりこの法案が出て来た
基礎、戦後の経済の変化、その点に
ついては大きな問題があります。た
だこの法案自体、それ自体をどう
いふことだけの問題で問題が片付く
のではないといふこととあります。そ
れは今までの実績を見て参りますと、
公正取引委員会の実際の活動状況、
それから独占禁止法のいろいろな法
律の実施状況といふものを見て行
きますと、その根本精神と実際は違
つたことが事実上行われて来たとい
ふこととあります。この点を直さな
ければ独占禁止法の精神といふもの
は生かされません。そういう点を私
は考へなければならぬといふ点であ
ります。
もう一つ非常に大きな点は、今
度の独占禁止法といふものが恐
ろしく非常に経済的な不況の中で
出て来たのであります。が、そうして
或る意味で

はそれを切抜けるための止むを得ざる日本経済の手段というふうにするか、人たちが言われておりますが、その不況が一体どうして出て来たのか、今日の日本経済の不況というものは、これは非常に大ざっぱに、一言で言つてしまえば、つまりアメリカというものが日本の経済を事実的に支配してしまつた、その従属化させている、その関係によつて日本経済というものは今日の不況に入つてしまつてゐるわけであつた。これは法律的に日米通商航海条約、その他の法律の規定でもそうでありますし、実質的にアメリカの日本経済の獨占、これによつて日本経済の一番大きな問題が突は出て来ているのであります。そういう点を全然度外視して考へて、これを止むを得ないこととしておいて、経済の不況を乗切つために、而もそれは大きな企業の不況を乗切つためにカルテルを作つたり、トラストを許したりするということになると、これは本末転倒でありまして、実はもつと大きな問題で、つまりアメリカのほうからアメリカの不況が日本に侵入して来る、移入されて来る、そのことによつて日本の経済が不況に入つて行く、その關係を直さなければ、単に国内の法律を多少いじくつたくらいで、日本の経済の根本問題は解決されないものでありまして、そういう独断法の改正というやうな問題と、基礎にある日本の経済の現状というものをよく掴んで、それをもつとよくする方法はどこかというところに、そこに目標をきめなければ、今度の改正それ自体を問題にしても余り意味がないというところを忘れてはならないと思ふのです。併しそのことは、決して今度の独占禁

止法の改正ということが止むを得ない、やつてもいいというところには決してならない。アメリカの経済的な威力に對して、日本経済を守るためには独占禁止法の改正も止むを得ないというところにはならない。やはり先ほど言ひましたやうに、そのことは日本の獨占体、戦争というものを考えただけでもおわかりのやうに、そういう獨占体は日本に跋扈させること自体が突は問題でありますから、どうしても獨占禁止というものは今後むしろもつと強化して、日本の国民生活の今後の見通しという立場から本質というものを考えなければならぬというふうに信ずる次第でございます。大要ととりとめもないことを申しましたが、時間の制限もありますので、これで一応終ることになります。

○委員(早川慎一君) 以上で午後六名のかたの公述を終わりました。が、この際あとから公述されました三名のかたに對して御質疑がありましたから御発言を願ひます。……ちよつと私から質問させて頂きます。

先ほど國井さんでございましたが、獨占法全体に對して反對ということをお言ひなされたけれども、何か再販売価格の協定については賛成のやうな御意見でしたが、その点は如何でしようが。

○公述人(國井秀作君) 私の考え方を申し上げます。再販売価格維持契約の問題は先ほど申し上げました通り、私は今度の改正に反對をするのでございまして、むしろ前国会に提案せられたと云ふやうに、これは生活協同組合やい

は大会社でやつておるところの購買組合、利用組合その他のところでもいわゆる公正なる価格というものを維持して販売されるというものが私は日本の産業構造の上に正しいあり方だと、このやうな観点で今度のいわゆる生活協同組合その他の消費組合等を除外いたしたことに私はむしろ反對だ、こういう意味でございます。

○鮎川義介君 私は先ほど宇佐美先生のお話の、財閥がつまり戦争というものを起した原動力の一つであるかのごときお話でありました。私は少くともそうではないと思ひます。あのときに財閥であるやうが、或いは普通の民間であるやうが、あの際の戦争というものは國民が同じ考へてゐたものと思ふ。財閥であるために戦争に協力したという事實は殆んどないと思ふのです。それは私は果敢にお断りして、すべてそういうことは財閥に向つて集めて証言をとられたのであります。そういうことは絶対になかつたというのを申し上げておきたいのです。それは非常な認識違いであるというのを申し上げておきたいと思ひます。これはお調べになつたらよくわかることではあります。

○公述人(宇佐美誠次郎君) 只今御意見を拝聴いたしましたのでございますが、私の申し上げておりますのは、財閥の幹部の人たちが戦争をやるために直接主觀的に考へており、それをどういふやうに動かしたかということではなくて、財閥という構造そのものが戦争にどういふやうに役立つかというのを申し上げておるのでございまして、主觀的な意圖、主觀的な考へ方ということについて責任を問題にしておるのではないというところでございまして。これは戦後の

財閥解体のときのいろ／＼の文書、或いは賠償委員長で来ましたボーレーの言葉にもはつきり言つておりますように、財閥の責任というものは個人の主觀的な意圖ではなく、財閥という構造、つまりそういう形で利潤を擧げておるといふ、そういう構造が戦争というものと關係が深いのだということをお申しておるのであります。個々の財閥の多少のかた／＼が戦争に反對しておるといふやうなことは、それ自体は私どもとしては別の問題と考へるわけではあります。私の意見でございます。

○鮎川義介君 私が財閥の一員として集議に拘置されたものであります。大体私自体は財閥ではないのであります。少し三井とか岩崎さんというものは話が違つておりますから、それは只今申し上げても冗長でございますので、やめますが、私自体は財閥でないということの証明はたつたのであります。併しながら外国では戦争、つまり利益のために、プロフィットのために戦争をやらせるといふことがあるのであります。従来そういう例があつた。つまり非常に不況になつたときには戦争というものを考へる。そうして儲けごとに戦争を使うというやうなことがあるやうであります。我々が今度の世界大戦に臨んだときの考へは、戦争によつて儲けようという考へをした財閥は殆んどないと思ひます。それは私のかた／＼に對してここで代弁をしておきたいと思ひます。そういうやうに考へるのは不純だと思ひます。決して財閥は戦争を餌にして、そういう儲けがためにやろうというやうなことは絶対になかつた。あつたらばもう少し違つた問題が起つておると

思ひます。同じことでもあります。○委員(早川慎一君) ほかに御発言ございせんか、なければこれを以て公聴会を閉じたいと思ひます。本日はこれにて散會いたします。午後三時四十九分散會